

昭和町開発行為技術基準

平成28年4月1日施行

令和8年1月9日一部改正

昭和町開発行為技術基準

第1編 総則編

第1章 総則

第1節 一般事項

- 1-1-1-1 適用
- 1-1-1-2 用語の定義
- 1-1-1-3 基礎的調査等

第2編 宅地造成

第1章 街区又は画地

第1節 街区

- 2-1-1-1 規模

第2節 画地

- 2-1-2-1 規模
- 2-1-2-2 構造
- 2-1-2-3 境界壁

第3編 公共施設

第1章 道路

第1節 新設道路

- 3-1-1-1 道路幅員
- 3-1-1-2 車道縦断勾配
- 3-1-1-3 車道横断勾配
- 3-1-1-4 歩道及び自転車道等
- 3-1-1-5 形状等
- 3-1-1-6 保護施設及び交通安全施設
- 3-1-1-7 橋梁
- 3-1-1-8 電力柱、電話柱
- 3-1-1-9 隅切長
- 3-1-1-10 定期借地権による開発行為に伴う新設道路等(私道)の取り扱い
- 3-1-1-11 舗装

第2節 接続道路

- 3-1-2-1 道路幅員
- 3-1-2-2 開発区域内に設置する主要な道路と開発区域外道路との接続
- 3-1-2-3 保護施設及び交通安全施設

第3節 既設水路

- 3-1-3-1 水路管理幅

第2章 道路構造物

第1節 排水施設

- 3-2-1-1 排水計画
- 3-2-1-2 側溝
- 3-2-1-3 集水枳
- 3-2-1-4 カルバート(道路横断排水)
- 3-2-1-5 L型側溝

第2節 擁壁

- 3-2-2-1 路側壁
- 3-2-2-2 ブロック積擁壁

第3節 附属施設

- 3-2-3-1 防護柵
- 3-2-3-2 床版（鉄筋コンクリート床版）

第3章 公園・緑地・広場等

第1節 公園・緑地・広場

- 3-3-1-1 設置基準
- 3-3-1-2 敷地造成、植栽基盤
- 3-3-1-3 園路広場（多目的広場）
- 3-3-1-4 修景施設（植栽）
- 3-3-1-5 休養施設（ベンチ、野外卓）
- 3-3-1-6 遊戯施設
- 3-3-1-7 便益施設
- 3-3-1-8 管理施設

第2節 緩衝緑地

- 3-3-2-1 設置基準

第3節 樹木の保存、表土の保全

- 3-3-3-1 環境保全の基準

第4章 下水道施設

第1節 計画・設計

- 3-4-1-1 基本方針
- 3-4-1-2 本管
- 3-4-1-3 人孔（マンホール）
- 3-4-1-4 公設柵取付管

第2節 標準施工

- 3-4-2-1 本管、公共柵取付管
- 3-4-2-2 人孔（マンホール）

第5章 消防施設

第1節 消防水利

- 3-5-1-1 計画
- 3-5-1-2 給水能力
- 3-5-1-3 配置
- 3-5-1-4 適合条件（給水能力を除く）

第4編 公共公益的施設

第1章 給水施設

第1節 給水施設

- 4-1-1-1 水道事業（甲府市水道事業給水区域内）
- 4-1-1-2 専用水道
- 4-1-1-3 水質検査

第2章 ごみ収集場、集会所等

第1節 ごみ収集場

- 4-2-1-1 計画
- 4-2-1-2 設置位置
- 4-2-1-3 構造

第2節 集会所等

- 4-2-2-1 設置基準

第5編 共通編

第1章 防災措置

第1節 宅地の防災

- 5-1-1-1 地盤に対する防災措置
- 5-1-1-2 擁壁の設置基準
- 5-1-1-3 擁壁

第2章 安全管理、施工管理等

第1節 工事中の安全確保

- 5-2-1-1 安全指針等の遵守
- 5-2-1-2 周辺への支障防止
- 5-2-1-3 防災体制
- 5-2-1-4 安全巡視
- 5-2-1-5 関係機関との連絡
- 5-2-1-6 安全優先
- 5-2-1-7 地下埋設物・架空線等上空施設

第2節 環境対策

- 5-2-2-1 環境保全
- 5-2-2-2 注意義務
- 5-2-2-3 排出ガス対策型建設機械
- 5-2-2-4 低騒音型・低振動型建設機械
- 5-2-2-5 環境アセスメント制度

第3節 文化財の保護

- 5-2-3-1 一般事項

第4節 交通安全管理

- 5-2-4-1 一般事項
- 5-2-4-2 輸送災害の防止
- 5-2-4-3 交通安全法令の遵守

第5節 建設副産物処理・再生資源利用

- 5-2-5-1 建設副産物処理・再生資源利用

第6節 予定建築物等及び工作物の基準

- 5-2-6-1 景観形成基準
- 5-2-6-2 駐車場の整備

第7節 開発行為の進行管理

- 5-2-7-1 進行管理

第8節 コンクリートの施工管理

- 5-2-8-1 粗骨材の最大寸法
- 5-2-8-2 日平均気温における施工
- 5-2-8-3 養生
- 5-2-8-4 型枠及び支保工の取りはずし
- 5-2-8-5 継目

第9節 その他

- 5-2-9-1 適用すべき主な諸基準

第1編 総則編

第1章 総則

第1節 一般事項

1-1-1-1 適用

- (1) 昭和町開発行為技術基準（以下「技術基準」という。）に定めるもののほか、この技術基準の施行に関し必要な事項は、山梨県開発許可の技術基準又は町長が別に定めるものとする。
- (2) この技術基準に適合しない場合は、町長又は施設等管理者（以下「管理者」という。）に承認を得なければならない。
- (3) 開発行為によって設置される道路の構造は、道路構造令に適合しなければならない。
- (4) セメントコンクリート舗装は、開発道路では採用しないものとする。

1-1-1-2 用語の定義

- (1) 境界壁とは、建築物又は敷地を造成するための民地擁壁をいう。
- (2) 品質規格証明書とは、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の工事に使用する材料の品質を証明するものをいう。
- (3) ラウンディングとは、造成法面の法肩や法尻に適度な丸味を持たせることをいう。
- (4) 多機能便房とは、車いす使用者の円滑な利用に適した構造の他に、オストメイト対応やベビーベットの設置など乳幼児連れへの対応機能など、高齢者、障害者等の多様な利用に適する便房をいう。
- (5) ピクトグラムとは、施設を意味する記号（標識令・標準案内用図記号等）を表示するものをいう。
- (6) がけとは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で軟岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、がけ面とはその地表面をいう。
- (7) がけの勾配とは、がけ面の水平面に対する角度をいう。
- (8) 小段等によって上下に分離されたがけで、30度のがけの勾配線より上層のがけ面の下端が上方にある場合は一体のがけとみなし、30度のがけの勾配線より上層のがけ面の下端が下方にある場合は上下それぞれ独立した二つのがけとする。
- (9) 路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。
- (10) 特定路外駐車場とは、路外駐車場であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。

1-1-1-3 基礎的調査等

- (1) 開発行為の計画を定めるに先立ち、開発区域内又はその周辺について、次に掲げる基礎的な調査等を行い、計画に反映させなければならない。
 - ア 基礎的な調査事項
 - イ 遺跡・文化財等の保存に関する事項
 - ウ 道路に関する事項
 - エ 排水施設に関する事項
 - オ 公園等公共の用に供する空地に関する事項
 - カ 公共公益的施設に関する事項

第2編 宅地造成

第1章 街区又は画地

第1節 街区

2-1-1-1 規模

- (1) 地形、地盤の性質、日照、通風、採光、予定される住宅の規模、用途等を考慮して定めなければならない。
- (2) 区画の形状は適正に保ち、公共施設以外から街区に出入り出来ないようする。
- (3) 道路は、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。
- (4) 道路の交差は直角とし、数路線まとめて幹線道路と交差させることとする。
やむを得ない場合でも、道路の交差は60度以下の鋭角としてはならない。
- (5) 標準規模は短辺が30～50m、長辺が80～140m程度とする。

第2節 画地

2-1-2-1 規模

- (1) 一画地の面積は、市街化区域165㎡以上、市街化調整区域200㎡以上とする。
やむを得ない場合は、市街化区域で一画地のみ150㎡以上とすることができる。

2-1-2-2 構造

- (1) 次に定める箇所は、原則として出入口としてはならない。
 - ア 道路の曲り角から8m以内の部分
 - イ バス停留所標示箇所から10m以内の部分
 - ウ 消防用機械器具の置場、消防用防火水槽の道路に接する出入口から5m以内の部分
 - エ 消化栓等から5m以内の部分
 - オ 火災報知器から1mの部分
 - カ 横断歩道の設置してある箇所
 - キ 横断歩道橋の昇降口付近
 - ク 道路の縦断勾配が特に急勾配（約8%以上）の箇所
- (2) 画地は、道路に2.0m以上接する。
- (3) 画地が路地状部分のみによって道路に接する場合は、路地状部分の長さを5.0m以内とする。
やむを得ない場合は、一画地のみ15.0m以内とすることができる。
- (4) 宅地と宅地、宅地と道路との地盤高の差は、2.0m以下とする。
ただし、交差点に接する画地は、宅地と道路との地盤高の差は0.6m以下とすることが望ましい。
- (5) 宅内雨水桝は、泥だめを0.15m以上設け浸透式とし、単粒度碎石・透水シート・ゴミ除去フィルター等から構成する。

2-1-2-3 境界壁^{※1-1-2(1)}

- (1) 天端幅は0.15m以上とする。
- (2) 根入れ深さは、0.5m以上とする。
段差のない場合、小型重力式擁壁及びブロック積擁壁は、0.3m以上とすることができる。
ただし、将来予想される地盤の洗掘や掘削の影響を考慮する。
- (3) 地盤高の差が0.15m以上ある場合、宅地防災マニュアルの基準を適用する。又は、二次製品を使用する場合は、品質規格証明書^{※1-1-2(2)}を工事着手届出書に添付する。
- (4) 第5編第1章第1節 宅地の防災及び第5編第2章第8節 コンクリートの施工管理を適用する。

第3編 公共施設

第1章 道路

第1節 新設道路

3-1-1-1 道路幅員

(1) 開発区域内に設置する主要な道路の標準幅員

種類	幅員構成			備考
	合計	車道	歩道	
①幹線道路	12.0m	7.0m	2.5m ×2	交通量が著しく多いと予想される道路、開発区域の面積が概ね20.0ha以上になる区域内に設ける道路で将来周辺地域の幹線となることが予想される道路
②主要道路	9.0m	6.0m	1.5～ 3.0m	交通量が多い用途の予定建築物が面する道路、通過交通が多いと予想される道路、開発区域の面積が概ね5.0ha以上になる区域内に設ける道路、その他歩車道分離するのが望ましい道路
③一般道路	6.0m			一般住宅地域内の道路（5.0ha未満）：ア
④その他	4.7m以上			小区間で通行上支障がないと管理者が認めた場合：イ

ア 道路は、袋路状でないこと。ただし、道路の延長が予定されている場合、他の道路との接続が予定されている場合、転回広場及び避難通路が設けられている場合等、避難上、車両の通行上支障がない場合は、この限りではない。なお、次の条件を満たさなければならない。

(ア) 袋路状となる道路は、転回広場を設けること。

転回広場は、道路延長が15mを超えた場合、又は5区画以上の場合に設けること。

イ 新設道路において6.0m未満を認める場合は、次の条件をすべて満たし、現場状況により4.7m以上とすることができる。

(ア) 帰属を受ける町長が同意していること。

(イ) 開発目的が住宅であること。

(ウ) 開発目的が住宅で、主たる道路利用者が当該道路に面する敷地の住民等に限られること。

(エ) 開発面積1,000㎡未満であること。

(オ) 道路延長が15m以内、4区画以下であること。

3-1-1-2 車道縦断勾配

種類	縦断勾配	交差点取付け区間長	備考
①幹線道路	0.3%以上 7.0%以下	15m以上	
②主要道路	0.3%以上 8.0%以下	15m以上	
③一般道路	0.3%以上 8.0%以下	6m以上	
④その他	0.3%以上 9.0%以下	6m以上	小区間で支障がないと認められる場合は、12.0%以下とすることができる

(1) 接続道路との交差点取付け区間は、縦断勾配0.3%以上 2.5%以下とする。

(2) 側溝、排水柵を設置する場合、縦断勾配は4.0%未満が望ましい。

3-1-1-3 車道横断勾配

(1) アスファルト舗装の場合は、1.5%以上 2.0%以下とし、道路の中央を路面の頂点とし両側に向かって下り勾配とする。ただし、曲線部は、片勾配が望ましい。

3-1-1-4 歩道及び自転車道等

- (1) 横断勾配は、道路の中心に向かって直線の下り勾配とする。
なお、①幹線道路の場合1.0%以下とし、②主要道路の場合2.0%とする。
- (2) セミフラット形状とし、歩車道境界部の段差は20mmとする。
- (3) 縦断勾配は5.0%以下とし、やむを得ない場合は8.0%以下とする。

3-1-1-5 形状等

- (1) 道路は、階段状でないこと、ただし、専ら歩行者の通行の用に供する道路で、通行の安全上支障がないと認められるときは、この限りではない。
- (2) 既存の道路網との関係を考慮し、主流交通が右左折になるような変則交差や、変形交差（くいちがい交差、折れ脚交差等）とならない線形とする。
- (3) 道路には、雨水等を有効に排水するために必要な側溝、街渠その他の施設を設けなければならない。
- (4) 必要に応じて、山梨県公安委員会及び道路管理者と本町を經由して道路交差協議を行わなければならない。特に、時間交通量200台/時未満でかつ右折率が20%未満と予測される場合以外は、右折車線の設置協議を行う。
- (5) 道路の屈曲部は曲線形とし、縦断勾配が変移する箇所には縦断曲線を設けるなどの交通機能の確保に努める。なお、屈曲部には緩和区間を設けることが望ましい。

種類	線形屈曲部		縦断曲線		備考
	曲線半径	緩和区間	半径	長さ	
①幹線道路	60m以上	35m以上	450m以上	35m以上	
②主要道路	30m以上	25m以上	250m以上	25m以上	
③一般道路	30m以上	25m以上	250m以上	25m以上	
④その他	15m以上	20m以上	100m以上	20m以上	

3-1-1-6 保護施設及び交通安全施設

- (1) 接続道路に外側線が設置されている場合、交差部から新設道路に10m以上巻込むこととする。
- (2) 外側線（幅0.15m）、停止線（幅0.45m）の設置は、管理者の指示に従わなければならない。
- (3) ①幹線道路の場合、中央線（白幅0.15m）の設置は、管理者の指示に従わなければならない。
- (4) 防犯灯は、LED照明器具を標準とし、設置間隔40m以内、設置高4.5m以上とする。
交差点付近等の安全確保や犯罪防止が図れる場所に設置し、光害についても配慮する。
ただし、開発区域が含まれる行政区の常設役員の指示に従わなければならない。

3-1-1-7 橋梁

- (1) 橋梁は、原則として永久構造（設計目標期間100年）とし、山梨県の土木工事設計マニュアル道路編Ⅱ（橋梁）、日本道路協会の道路橋示方書・同解説及び日本河川協会の改定 解説・河川管理施設等構造令により、必要な調査を行い、次に掲げる事項を考慮し計画する。
 - ア 使用目的との適合性
 - イ 構造物の安全性
 - ウ 耐久性
 - エ 施工品質の確保
 - オ 維持管理の確実性及び容易さ
 - カ 環境との調和
 - キ 経済性
- (2) 一級河川に架橋する場合は、基本的に橋梁とする。

3-1-1-8 電力柱、電話柱

(1) 電力柱、電話柱、消火栓ホース格納庫等は、道路敷地外に用地を確保する。

3-1-1-9 隅切長

(1) 道路の十字路交差点及びT字路交差点はできるだけ直角とし、やむを得ない場合でも交差角は60度以上とする。

(2) 交差点における右左折車の通行方法は、設計車両を普通自動車とし次の表を標準とする。

隅切り長は、道路の交差角、歩道等の幅員、設計車両及びその通行方法により変わる車両の円滑な通行のために必要な値を基準として、歩行者、自転車のたまり空間、見通し、道路緑化のためのスペース等、交差点ごとに検討することが望ましい。

条件 道路種別	一時停止制御の場合			信号制御の場合		備考
	流入部	流出部		流入部	流出部	
		主道路	従道路			
①幹線道路 ②主要道路	B	A	A	B	A	
③一般道路 ④その他	C	C	C	C	C	歩道がある道路に交差する場合

A：車道の中央から左側を使用する。対向車線は使用しない。

B：屈折車線又は最右車線（右折時）若しくは最左車線（左折時）のみ使用する。

C：車道全幅を使用する。

(3) 歩道のない道路が同一平面で交差することによりできる街角は、相互道路の幅員及び交差角度によって定める長さの隅切りを目安として設置しなければならない。

街角せん除（数値は斜長 単位：m）

道路幅員	20m 以内	15m 以内	12m 以内	10m 以内	8m 以内	6m 以内	5m 以内	4m 以内
③一般道路	5	5	5	5	5	3	3	3
	6	6	6	6	6	4	4	4
	4	4	4	4	4	2	2	2
④その他			4	4	4	3	3	3
			5	5	5	4	4	4
			3	3	3	2	2	2

上段 交差角 90度前後

中段 交差角 60度以下

下段 交差角 120度以上

表によりがたい場合には、山梨県道路位置指定規準等を準用する。

3-1-1-10 定期借地権による開発行為に伴う新設道路等（私道）の取り扱い

次の項目をすべて満たすものとする。

- (1) 定期借地権を活用した開発行為であり、当該道路が将来廃止される見込みが高く、開発事業者から私道としての取り扱い要望のあるもの。
- (2) 当該道路の形態（袋地、P型、U型等）が、開発区域外の者の利用に供される可能性の少ないものであること。（沿道宅地の利用以外の目的の通過交通が生じない形状・形態であること。）
- (3) 当該道路に設置される排水施設・水道等が、将来私道の廃止に伴い、これらの施設が撤去された場合においても、開発区域外の宅地等に支障がない設計となっていること。
- (4) 開発区域の周辺に適切な規模の道路が整備されていることなどにより、当該道路への通過交通の流入の恐れがないこと。

- (5) 私道に接する住宅は多くても20戸程度とするとともに、道路延長はおおむね150m以内とすること。
- (6) 大量の雪の除却が必要でないなど維持管理が低廉かつ適切になされると想定される道路であること。
(降雪の集積できるオープンスペースが確保されるなど、道路の交通を阻害しないように配慮されていること等)
- (7) 都市計画法第33条の道路に係る技術基準に適合していること。また、道路に係る土地に所有権以外の権利（地役権、賃借権、第三者による抵当権等）が設定されていないなど、私道となる土地の円滑な維持管理に支障が生じるおそれがないこと。
- ※ 留意事項：本来、公共施設については法39条により、本町への帰属を義務付けおり道路内に水道、下水道等ライフラインの施設が設置されることから開発行為者と甲府市上下水道局及び本町との協議を充分に行い、将来の管理に遺漏のないようにすること。
- ※ その他：道路以外の公園等公共施設の取り扱いについてもこの考えを準拠すること。

3-1-1-11 舗装

(1) 車道舗装構成

種類	表層 再生密粒度アスファルト混合物	基層 再生粗粒度アスファルト混合物	上層路盤 粒度調整碎石	下層路盤 再生クワツァン	備考
①幹線道路	50mm	50mm	250mm	300mm	排水性舗装とする
②主要道路	50mm	—	150mm	350mm	
③一般道路	50mm	—	100mm	200mm	
④その他	50mm	—	100mm	150mm	

ア 区間のCBRが3未満の路床の場合、安定処理工法及び置換工法により、設計CBRが3以上となる路床の支持力が得られるように路床の改良をする。

イ 安定処理工法に使用する地盤改良材は、発塵抑制型のセメント系固化材を使用するか、又は粉塵の発生を抑制できる機械による工法にて施工し、六価クロムの溶出量が土壤環境基準に適合していることを確認する。

ウ 粒状路盤材の最大粒径は、路盤層厚の1/3以下を使用する。

エ 狭隘箇所等は、上層路盤における粒度調整碎石をコンクリート18-8-25(20)BBにできる。

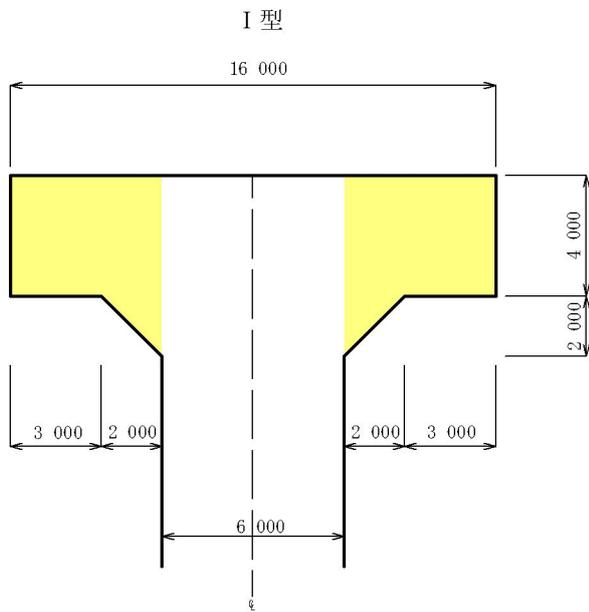
(2) 歩道舗装構成

種類	区分	表層	下層路盤 再生クワツァン	フィルター層 砂	備考
①幹線道路	標準部	30mm	100mm	100mm	透水性舗装 開粒度アスファルト混合物 ※乳剤は散布しないこと
	乗入部	40mm	150mm	150mm	
②主要道路	標準部	30mm	100mm	—	再生密粒度アスファルト混合物
	乗入部	40mm	150mm	—	

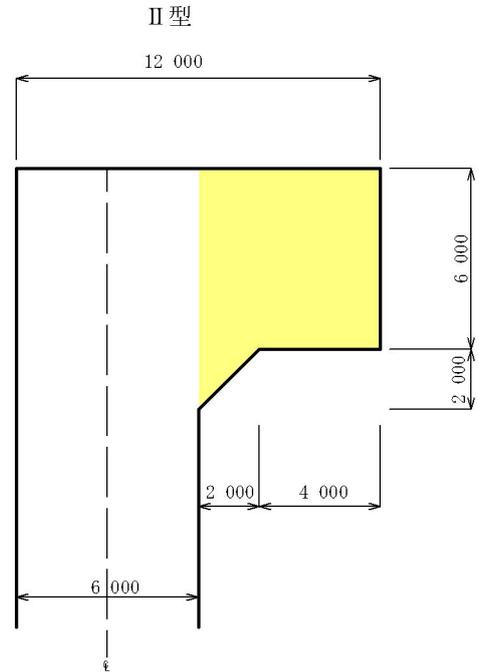
転回広場標準図

③一般道路

- ・道路延長が15mを超えた場合、又は街区が5区画以上の場合



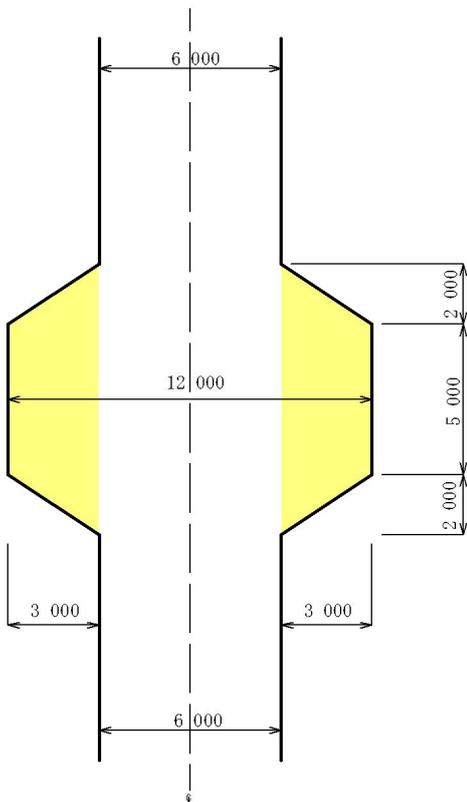
※やむを得ない場合



- ・道路延長が35m毎に設ける場合

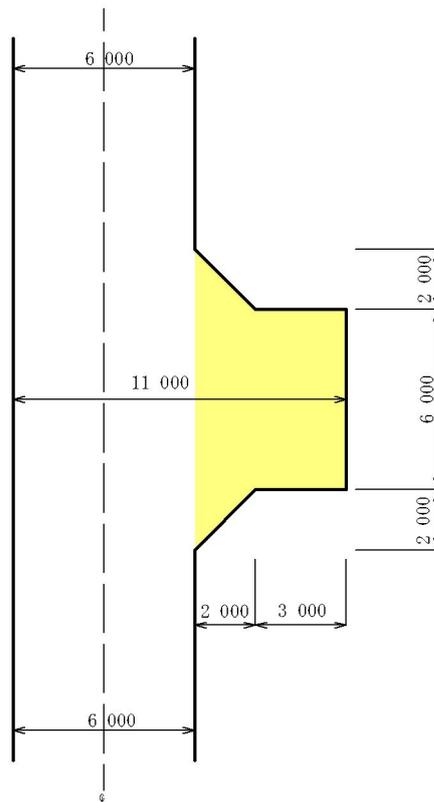
※やむを得ない場合

III 型



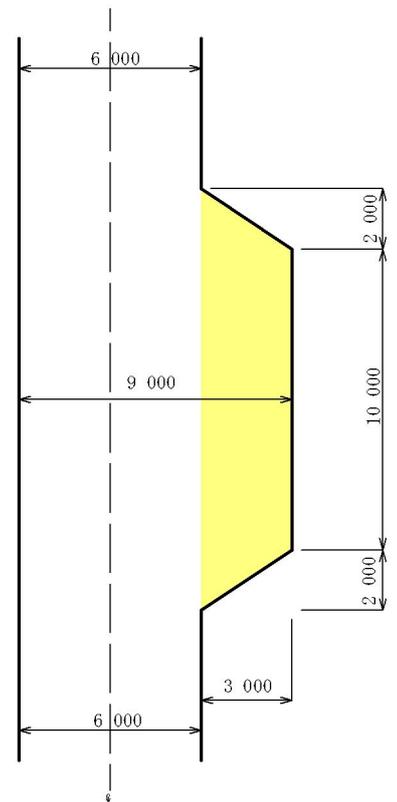
※やむを得ない場合

IV 型



※やむを得ない場合

V 型



第2節 接続道路

3-1-2-1 道路幅員

- (1) 開発区域に接する1.8m以上のすべての道路は、幅員4.7m以上（内幅1.0m以下の開渠を含む。）に拡幅する。
道路中心線から水平距離2.35m後退（セットバック）した線を道路の境界線とする。
- (2) 釜無工業団地及びその外周道路（工業専用地域）は、幅員6.0mに拡幅し、道路中心線から水平距離3.0m後退した線を道路の境界線とする。
- (3) 開発区域に接する1.8m未満の道路は、排水及び通行に不都合が生じないよう管理者の指示に従い舗装等をする。
- (4) 道路の隅切長は、3-1-1-9を適合する。

3-1-2-2 開発区域内に設置する主要な道路と開発区域外道路との接続

- (1) 開発区域外道路は、3-1-2-1を適合し、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項の道路まで道路幅員4.0m以上を確保しなければならない。ただし、自己の居住の用に供する住宅の建築に供する目的で行う開発行為は、この限りではない。

3-1-2-3 保護施設及び交通安全施設

- (1) 交差点となる箇所に残存する路側壁等の道路構造物は、管理者の指示に従い撤去等し、水路は横断用に取替える。
- (2) ③一般道路 ④その他において、接続道路に外側線が設置されている場合、主道路の交差部にドットラインを0.5m間隔で設置する。
- (3) 十字マーク・T字マーク（幅0.3m）、停止誘導線（幅0.3m）の設置は、管理者の指示に従わなければならない。
- (4) 道路反射鏡（カーブミラー）の設置は、日本道路協会の道路反射鏡設置指針に基づき、管理者の指示に従わなければならない。

基礎の根入れ長さは、次の表を標準とする。

鏡面数	種類 (mm)	根入れ長さ (cm)								支柱 (mm)
		基礎幅30cm		基礎幅40cm		基礎幅50cm		基礎幅60cm		
		未舗装	舗装	未舗装	舗装	未舗装	舗装	未舗装	舗装	
一 面	丸形φ600	90	70	80	60	60	50	—	—	φ76.3 ×3.2
	丸形φ800	120	90	110	80	90	70	80	60	
二 面	丸形φ600	120	90	110	80	90	70	80	60	
	丸形φ800	—	110	130	100	120	90	100	70	

- ・φ600mm、φ800mmの丸形を標準とする。
 - ・注意板の大きさは60×18cmとし、板下端から基礎天端までの高さは1.8mとする。
 - ・鏡面下端から基礎天端までの高さは2.5mとする。
 - ・補強鉄筋は外径13mm、長さ300mmの丸鋼を2本それぞれ直角に取り付ける。
- (5) 道路標識の設置は、日本道路協会の道路標識設置基準・同解説に基づき、山梨県公安委員会（道路交通法に基づく規制標識、指示標識）又は道路管理者（標識令第4条に基づく案内標識、警戒標識、規制標識）の指示に従わなければならない。

道路管理者が管理となる路側式による標示板の設置位置は、次の表を標準とする。

路側式による設置	標示板下端までの設置高さ	支柱及び標示板の設置位置	摘要
歩道等に設置する場合	180cm又は250cm以上	車道部端から標示板の端まで25cm程度の確保が望ましい	やむを得ない場合は、標識令で規定されている設置高さとする
歩道等を有しない場合	180cm		
中央分離帯に設置する場合 道路の中央に設置する場合			

警戒標識の標示板の基本寸法は45cm、規制・指示標識の標示板の基本寸法は60cmとする。

標示板は、カプセルレンズ型反射シートを使用する。

標識に用いる日本字は、丸ゴシック体とする。

路側式の警戒・規制標識における板（基本寸法）1枚の基礎は、幅50cmで根入れ長さ60cmを参考とする。ただし、基礎は、固定荷重（取付金具を含む標示板・支柱等の重量）と風荷重（設計風速 路側式40m/sec）を考慮して設計する。

管理者ステッカーは、標識柱の地盤から1.2m程度の位置に貼る。

- (6) 視線誘導標の設置は、日本道路協会の視線誘導標設置基準・同解説に基づき、管理者の指示に従わなければならない。

設置場所	反射体		
	色	個数	大きさ (mm)
左側路側	白色	単眼	直径70～100
中央分離帯及び右側路側等	橙色	単眼	直径70～100

- (7) 舗装復旧の最小範囲は、新設道路との隅切交差点から隅切交差点までの全幅員とする。
- (8) 交差点となる前後少なくとも20m間の高木は移植し、移植先の隣接する高木又は道路照明施設とは6m以上の間隔を確保する。支柱は、二脚鳥居型を基本とし、高木の車道側に設置する。
 既存植栽は同一路線内で、樹種及び樹木の生育状況、時期等を考慮し移植する。
 移植の時期は、一般に植物の生長が止まる休眠期から発芽期までとするが、その樹種及び樹木の移植適期を選定する。
- (9) 視覚障害者誘導用ブロックがある場合は、日本道路協会の視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説及び国土技術研究センターの道路の移動等円滑化整備ガイドラインに基づき設置する。
 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とする。

第3節 既設水路

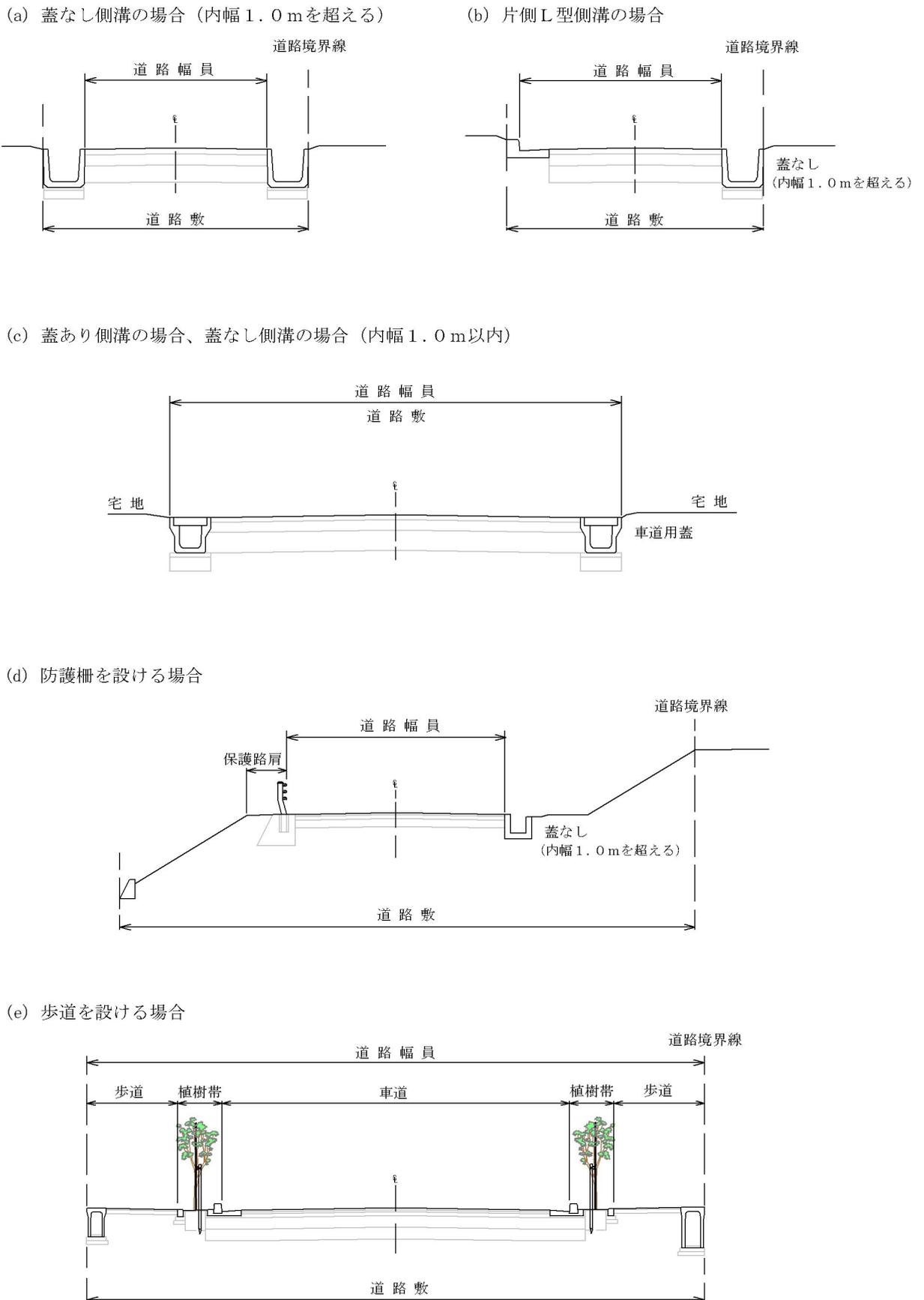
3-1-3-1 水路管理幅

- (1) 公区幅を確保し、次の基準に適合しない場合は、当該部分を水路用地として管理者に帰属する。

現況水路内幅	管理幅	備考
1.0m未満	両側0.3m以上（やむを得ない場合は、片側0.5m以上）	道路に沿った水路（道路側溝）は、基本的に管理幅は不要とする
1.0m以上 2.0m未満	両側0.5m以上（やむを得ない場合は、片側0.7m以上）	
2.0m以上	管理者と協議し指示に従うこと	

- (2) 水路管理幅は、管理者の指示に従いコンクリート敷き等の防草対策を講ずる。

図 道路幅員



- 注) 1 道路幅員は上図を標準とし、将来道路を管理することとなる道路管理者と協議のうえ決定する。
 2 U型側溝に蓋を設置して道路幅員に含める場合は、車両の通行に支障がない場合に限る。
 3 電柱等の路上工作物を設置する場合は、これを除いたものを道路幅員とする。ただし、植樹帯及び歩道等に設置する場合で、車両の通行上支障がない場合を除く。

第2章 道路構造物

※官民境界となる道路用地側に、道路構造物を設けなければならない。

第1節 排水施設

3-2-1-1 排水計画

- (1) 水路勾配は、0.5%以上とする。平均流速は、0.6～3.0 m/sec の範囲とする。
- (2) 開発区域外の水路断面に影響がないよう計画する。
- (3) 放流先の流下能力、利水の状況等を検討する。
放流先の流下能力によりやむを得ない場合、開発区域内に一時雨水を貯留する調整池等を設けることができる。
- (4) 開発区域等（開発区域内を流下する上流区域を含む）から接続されることとなる公共水域（一級、二級、準用又は普通河川等）にどれだけの流出量があるかを開発区域部分、非開発区域部分について検討し、現河道の流過能力、河道断面及び現河道で流下不能な状態である場合にその対策等を総合的に検討して計画する。
- (5) 開発区域内の雨水及び地下水を安全に排除できる排水施設を設置するものとし、その設計にあたっては、開発区域の規模、地形、降水量、放流先の状況等を勘案して配置及び構造を決定するものとする。
- (6) 昭和町治水計画に基づいた排水計画を原則とする。ただし、次の(7)から(11)までの基準等における排水計画と比較検討し、町担当者の指示に従うこと。
- (7) 計画雨水量は合理式（ラショナル式）により算定する。

$$Q = 1 / 3.6 \times f \times r \times A$$

適用は、流域面積がおおむね200km²未満又は流域の最遠点から到達時間がおおむね2時間程度までの河川とする。

Q：計画高水量 (m³/s)

f：流出係数

r：洪水到達時間内の平均雨量強度 (mm/h) 降雨強度値は5年以上に1回の確率とする。

A：流域面積 (km²)

ア 流出係数(f)

密集市街地：0.9、一般市街地：0.8、水田・山地：0.7、畑・原野：0.6

イ 洪水到達時間(T) (hr)

洪水到達時間(T) = 流入時間(T1) + 流下時間(T2)

(ア) 流入時間(T1)

山地流域 2km²：30分、特に急傾斜面流域 2km²：20分、下水道整備区域 2km²：30分

(イ) 流下時間(T2)

① 溪床勾配(H/L) が1/20より緩い場合は、K r a v e nの式を用いること。

I	1/100以上	1/100～ 1/200	1/200以下
W(m/s)	3.5	3.0	2.1

$$T2 = L / W$$

T2：流下時間(hr)

W：洪水の流下速度(km/h)

L：河道長(km)

I：河道勾配

② 溪床勾配(H/L) が1/20より急な場合は、R z i h aの式を用いること。

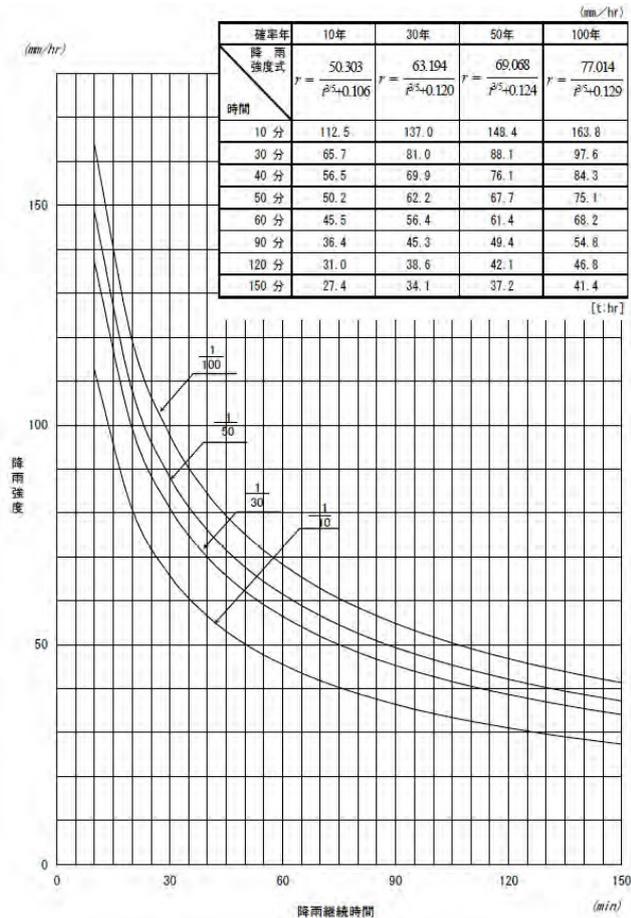
(ウ) 平均雨量強度

昭和町の地区別雨量強度は、山梨県短時間雨量強度曲線（甲府降雨強度曲線）によって求めること。
 $r = 50.303 / (T^{3/5} + 0.106)$

ウ 流域面積(A)

合理式法において用いる流域面積の決定に当たっては、流域界、排水路系統等を十分調査しなければならない。なお、内水区域については流域面積から除外し、別に将来の排水構想も配慮した適当な排水量を計画高水流量に加算するものとする。

※甲府降雨強度曲線



- (8) 合理式により計算された計画高水流量については、比流量図により、同一水系内の他河川、他水系で流域の状況が類似している河川等との計画規模のバランスを検討しておくものとする。
- (9) 支川の高水流量が本川の高水流量に著しい影響を与える場合には、支川の計画高水流量は本川の計画と十分整合を図らなければならない。
- (10) 流過能力の計算は、河道の状況に応じて等流又は不等流計算を行うものとする。
- ア 洪水の流れそのものは、通常の河道計画では定流として取り扱う。
- イ 定流として取り扱う場合、大河川のように現状の河道を重視して改修する河川は、流過能力の計算は原則として不等流計算による。
- ウ 小規模河川等の河道断面や河状の変化がほとんどない区間で、流速の縦断方向の変化がほとんど無視できるような場合は、流過能力の計算は等流計算によることができる。
- (11) 平均流速公式は、Manning公式（マニング公式）を用いることとする。

$$V = 1/n \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

V : 流水断面の平均流速(m/s)

R : 径深(m) (=流水断面A/潤辺長P) 余裕高は、全高の2割とする。(8割水深)

I : 水面勾配(河床勾配)

n : Manningの粗度係数

一般河道	0.030~0.035
急流河川及び河幅が広く水深の浅い河川	0.040~0.050
暫定素掘河道	0.035
三面張水路	0.025
河川トンネル	0.023

3-2-1-2 側溝

- (1) 自由勾配側溝は、流水方向と平行に走行する箇所は消音型の縦断用、流水方向と直角に走行する箇所・隅切部で道路境界に設置しない箇所・大型車乗入箇所等は横断用を使用する。
- (2) 内空0.3m以上とする。
- (3) 地盤に0.15m以上段差が生ずる場合、安定性の照査（滑動、転倒及び支持）をする。
- (4) 縦断用のグレーチング蓋は、0.5m物で細目の網を使用し、1.0mに2箇所以上設置する。
- (5) 現場打部は、1箇所0.1m以上0.5m以下が望ましい。

3-2-1-3 集水枿

- (1) 一般車両の影響がある場合、又は流入出が計3箇所以上ある場合、二次製品を使用する。
それ以外は、建設省制定土木構造物標準設計(第1巻)側こう類・暗きょ類の基準を適用できる。
- (2) 水路の合流部、排水施設（側溝、カルバート、街渠等）の接合点、流路が鋭角に曲がる箇所に設置する。
- (3) 内幅0.6m以上を確保するのが望ましい。やむを得ない場合は、下流側水路断面より大きくする。
泥だめを少なくとも0.15m程度は設けるものとする。
- (4) 回転グレーチング蓋の場合、縦断勾配の低い方へ開閉するよう設置する。

3-2-1-4 カルバート（道路横断排水）

- (1) 内空0.6m以上を確保するのが望ましい。やむを得ない場合は、下流側の計画水路断面・流量を確保する。断面決定は、不等流理論式を用いることとする。
- (2) 土被り0.5m以上を確保するのが望ましい。やむを得ない場合、0.05m以上確保する。
- (3) 勾配は、0.5%以上10.0%以下とする。
- (4) 必要な視距が確保される平面形状とし、可能な限り上部道路に直角方向とする。
- (5) 日本道路協会の道路土工カルバート工指針に基づき設置する。

3-2-1-5 L型側溝

- (1) L型側溝は、歩車道境界部に設置し、歩車道境界ブロックと現場打ちコンクリートで構成する建設省制定土木構造物標準設計(第1巻)側こう類・暗きょ類のPL2型を適用する。
- (2) 車両乗入れ部における縁石の切下げ幅は、原則として4.0m以内とする。
- (3) L型街渠枿の配置計画を検討し、枿間隔を決定する。
ただし、交差点や分岐点、縦横断曲線の組み合わせさせた箇所には、枿を配置する。
- (4) 植栽帯を設けない場合、L型街渠枿の縁石は、両面歩車道境界ブロック水抜き用を使用する。
- (5) 硬質塩化ビニル管VP（内径150mm）にて、L型街渠枿から水路まで連絡する。

第2節 擁壁

3-2-2-1 路側壁

- (1) 建設省制定土木構造物標準設計(第2巻)擁壁類の基準を適用する。
二次製品を使用する場合、品質規格証明書^{*1-1-1-2(2)}を工事着手届出書に添付する。
- (2) 高さは、舗装厚（表層から路盤まで）以上とする。
ただし、将来予想される地盤の洗掘や掘削の影響を考慮し、根入れ深さは0.5m以上とする。
小型重力式擁壁及びブロック積擁壁の根入れ深さは、0.3m以上とすることができる。
- (3) 無筋コンクリート構造は設計基準強度 18N/mm^2 、鉄筋コンクリート構造は設計基準強度 24N/mm^2 のコンクリートを使用する。
- (4) 第5編第2章第8節 コンクリートの施工管理を適用する。

3-2-2-2 ブロック積擁壁

- (1) 道路構造物としては、すべて裏込めコンクリートを有する構造とする。
- (2) 天端コンクリートの形状は、おもて面まで厚み0.1mで施工しない山梨県型とする。
- (3) 建設省制定土木構造物標準設計(第2巻)擁壁類の基準を適用する。

第3節 附属施設

3-2-3-1 防護柵

- (1) 開発行為による道路等が、がけ、又は法面の上にある場合、若しくは池、河川、水路等に隣接している場合、あるいは屈曲部分で交通安全上で必要と思われる箇所にはガードパイプ等の保安施設を日本道路協会の防護柵の設置基準・同解説及び車両用防護柵標準仕様・同解説に基づき設置する。
- (2) 山梨県の景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づき、車道用防護柵の形式は、ガードパイプとする。
道路付属物及び道路占用物の色彩は、グレーベージュ（薄灰茶色：標準マンセル値 10YR6.0/1.0程度）とする。ただし、通行の安全上支障になると認められるときは、この限りではない。
- (3) 歩道用防護柵の形式は、横断防止柵は3段ビーム型（柵高0.7m～0.8m）、転落防止柵は4段ビーム型（柵高1.1m）を標準とする。
- (4) 歩道が設置されていない道路のガードパイプは、曲柱とする。

3-2-3-2 床版（鉄筋コンクリート床版）

- (1) 民地出入口は幅5.0m以下、新設道路は最短距離とする。
管理口は、3.0m以上に1箇所、7.0m以上に2箇所設置する。
管理口は、内空0.6m以上を基本とし、ボルト固定のグレーチングとする。
- (2) 設計基準強度が24N/mm²以上のコンクリートを使用する。
- (3) 車道部分の床版の最小全厚は、160mm又は次の表に示す値のうち大きい値とする。

床版の区分	床版の支間の方向	
	車両進行方向に直角	車両進行方向に平行
単 純 版	40L+110	65L+130

L：床版の支間（m）

- 歩道部分の床版の最小全厚は、140mmとする。
ただし、現況河道の流過能力は確保しなければならない。
- (4) 設計曲げモーメントにより床版を設計する場合は、せん断力に対する照査を省略できる。
- (5) 床版には、支持桁上でハンチを設けなければならない。
ハンチの傾斜は、1：3より緩やかにし、ハンチ内側に沿って直径13mm以上の鉄筋を配置することを原則とする。
- (6) 床版に用いる鉄筋は、異形棒鋼を使用し、直径13mm、16mm、19mm及び22mmを標準とする。
直径22mmは、鉄筋を多く配置しなければならない部分等で施工性が確保されない場合に限り用いるのが望ましい。
鉄筋の中心間隔は、100mm以上300mm以下とする。ただし、床版の支間方向の引張主鉄筋の中心間隔は、床版の厚さを超えないようにする。
管理口の周辺には、応力集中その他によるひび割れに対して、補強のための鉄筋を配置しなければならない。
- (7) 縦横断勾配は、本技術基準における車道、歩道及び自転車道等の縦横断勾配を適用する。
- (8) 防護柵（高欄）及び防護柵基礎（地覆）は、次の値を標準とする。

	地覆幅	地覆高	路面上から防護柵高
車道用	0.60m	0.25m	1.10m
歩道用	0.40m	0.10m	1.10m

- (9) 日本道路協会の道路橋示方書（I共通編 IIIコンクリート橋編）・同解説及び第5編第2章第8節 コンクリートの施工管理を適用する。

第3章 公園・緑地・広場等

※昭和町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例を遵守しなければならない。

第1節 公園・緑地・広場

3-3-1-1 設置基準

- (1) 開発区域の面積が3,000㎡以上となる場合、開発区域面積の3%以上を公園、緑地又は広場を設けなければならない。
※1ha=10,000㎡

開発区域面積	設置条件	備考
①0.3ha以上 1ha未満	細分化せず公園等を1箇所	
②1.0ha以上 5ha未満	面積300㎡以上の公園等を1箇所 その他極力細分化しない	
③5.0ha以上 20ha未満	面積1,000㎡以上の公園を1箇所以上、 その他最低公園面積300㎡以上	予定建築物の用途が住宅以外の ものである場合は、公園、緑地又 は広場とする
④20ha以上	面積1,000㎡以上の公園を2箇所以上、 その他最低公園面積300㎡以上	

- (2) 公園等の位置選定にあたっては、土地利用計画に基づき公園等の機能が有効に発揮できるように、次の事項に留意のうえ、場所を選定する。

ア 公園に供する土地に斜面がある場合は、その傾斜が15度を超えないこと。

イ 有効に利用しうる形状であること。

ウ 緑地に供する土地は、原則としてがけ面を含まないものとする。

エ 送配電線の下でないこと。また、公園等の敷地内に送配電鉄塔は含まないこと。

- (3) 出入口の幅員は1.8m以上確保し、長さ1.5m以上の水平面を舗装にて設置する。

1,000㎡以上の公園は、2箇所以上の出入口を設けなければならない。公園の1辺に2箇所設けることではなく、最低2辺に出入口を設けることが望ましい。

1,000㎡未満の小規模な公園、広場で1辺しか道路に接しない場合であっても、2箇所以上の出入口を設けることが望ましい。

車止めは、間隔を90cm以上確保し、高さ40cm程度以上・太さ10cm程度以上とする。

出入口1箇所は、幅員3.0m以上で、脱着式の車止めとする。

公園等の周囲は、車両が進入しないよう開放的で景観に配慮した柵又は低木を設ける措置を講ずる。

- (4) 公園、緑地又は広場には、次の各種公園施設を少なくとも設けることが望ましい。

開発区域面積 公園施設	(1箇所当たり)	(1箇所当たり)	(1箇所当たり)	(2箇所当たり)
	①0.3ha以上1ha未満 ②その他	②1.0ha以上5ha未満 ③④その他	③5.0ha以上 20ha未満	④20ha以上
園路広場 (敷地全面)	多目的広場 (土系舗装広場)	多目的広場 (土系舗装広場)	多目的広場 (芝生広場)	多目的広場 (芝生広場)
修景施設	植栽面積(低木): 公園面積の3%以上	植栽面積(低木): 公園面積の5%以上	ランドマーク: 高木1本	ランドマーク: 高木2本
休養施設	ベンチ:2基	ベンチ:4基	ベンチ:6基 野外卓:1基	ベンチ:12基 野外卓:2基
遊戯施設			遊具等:3基	遊具等:6基 (複合遊具を含む)
便益施設			便所:1棟 (簡易型多機能便房)	便所:2棟 (多機能便房)
管理施設	照明:1基	照明:3基 利用案内施設:2基	照明:6基 駐輪場:1箇所 散水施設 利用案内施設:2基 園路	照明:12基 駐輪場:2箇所 散水施設 利用案内施設:4基 園路

3-3-1-2 敷地造成、植栽基盤

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づき定められている移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）及び同整備ガイドラインに留意し計画・設計をする。
- (2) 敷地造成、植栽基盤の計画は、基本方針に基づき、計画と条件、自然条件・土地条件調査等の結果をふまえ、次の事項を総合的に検討して策定する。なお、各事項において特に留意すべき点を補足する。

ア 既存植生及び表土の保全、利用

：優れた個体又は群の植生状況を調査し、保全方法等を検討する。

イ 環境・地形・地質等に適した切盛土

：それぞれの土地の自然的な特性を十分に活かして造成する。

ウ 法面処理（景観を考慮した法面処理、ラウンディング^{※1-1-2(3)}等）

：法面の安定は、日本道路協会の道路土工 切土工・斜面安定工指針等の関連基準に準拠する。
擁壁は、日本道路協会の道路土工 擁壁工指針等の基準類に準拠し、高さを2m以下に設定し修景処理として緑化ブロック積を使用することが望ましい。

エ 植栽計画との整合

：造園的な敷地造成土工や植栽基盤整備のための総合的な配慮をする。

オ 公園施設計画との整合

：高齢者、障害者等が円滑に利用できる公園施設を結ぶ動線を確保する。

カ 排水計画

：恒久的な排水（地表面排水、地下排水、湧水等の処理）、工事中の仮設的な排水の検討をする。
雨水は排水施設に集水するまでの地表面の自然勾配による流下は、広場0.5～1.0%・園路～1.0%を基本とし、裸地で勾配2%を超える場合、侵食防止対策を講ずる。

- (3) 植栽基盤である有効土層は、次の厚さを標準とする。

	芝生	低木	高木
上層	200～300mm	300～400mm	600mm
下層	100mm以上	200～300mm	400～900mm

高木、低木等を組合せて植栽する場合、有効土層厚は高木に合わせて厚さを確保する。

- (4) 有効土層を形成する植栽地の土壌は、膨軟で腐植に富み、粒径区分でいえば砂質壤土、壤土、植壤土に属する土壌とする。ただし、次のような材料は植栽地用土として使用してはならない。

ア 廃棄物等により汚染されているため、植物の生育に悪影響が予想されるうえ、その他の有害物が混入されている土

イ 礫の混入率が高い土

ウ 重機等により一度こね返され、又は締固められて団粒構造が破壊された土

3-3-1-3 園路広場（多目的広場）

- (1) 土系舗装広場は、人工土のグラウンド・コートダスト舗装を標準とする。

舗装構成	材 料	舗装厚	転圧比	備 考
表層	石灰岩ダスト又は 砕石スクリーニング2.5～0	50mm	転圧比 1:1.26	
中層	火山砂利 (多孔性物質、軽石40～0)	100mm	転圧比 1:1.22	桜島軽石、大島軽石、棒石軽石、浅間軽石が望ましい。 富士火山帯、恵庭軽石でもよい。
下層	再生クラッシュラン RC-40	150mm	転圧比 1:1.27	地盤の排水状態、利用の質を考慮する。

(2) 芝生広場は、天然芝舗装を標準とする。

舗装構成	材料及び転圧比	材 料	舗装厚	備 考
表 層	芝 目土 0.03 m ³ /m ² 畑土(土壌改良材、施肥) 畑土 転圧比 1:1.20	畑土又は黒土、半黒土 +コウライ芝	150mm	
下 層	火山砂利 転圧比 1:1.22 再生クラッシュラン 転圧比 1:1.27	火山砂利 (多孔性物質、軽石 40~0) 又は 再生クラッシュラン RC-40	100mm	地盤の排水状態により考慮する。 利用の質において考慮する。 桜島軽石、大島軽石、棒石軽石、 浅間軽石が望ましい。 富士火山帯、恵庭軽石でもよい。

3-3-1-4 修景施設 (植栽)

- (1) 犯罪要素の回避を重視した植栽で、外周道路から園内への見通し又は園内園路から子供の遊び場空間への見通しの確保、樹木を登って侵入する又は覗かれる等の行為がなされないよう配慮する。
- (2) 芝生は、コウライ芝を目地張りし、目串は、管理者が指示する場所を除き使用しない。
低木は、樹高0.5m程度の常緑樹(ヒラドツツジ等)を互の目植栽で配置する。
高木は、樹高3m以上で幹周90mm以上の落葉樹(イタヤカエデ、ヤマザクラ等)が望ましい。
支柱は、二脚鳥居組合せ型四脚支柱(添木付)、又はハツ掛(三脚)(丸太)竹三本支柱とする。
- (3) 高木の植栽において、有効土層の下に土壌改良材(黒曜石パーライト等)を敷き、地上とを酸素管(φ150mm)で連結することで、通気性を確保し根腐れを防止する対策を講ずることが望ましい。

3-3-1-5 休養施設 (ベンチ、野外卓)

- (1) 設置場所は、遊び場等を見渡せるような位置に配置する。園路を設ける場合は、園路際から0.6m以上後退し、ベンチに隣接して1.5m×1.5m以上の広さで平坦に締固め滑りにくい舗装等をする。
材質・構造は、不衛生にならなく維持管理面が容易であり、安全性が高く、周囲の環境と調和するものが望ましい。
- (2) ベンチは、休憩用を使用し、次の寸法を標準とする。

用 途	高さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)	備 考
大人子供兼用	350~400	380~430	1200、 1600	ユニバーサルデザインへの対応を検討する。 ・腰掛け板の高さ:標準400~450mm ・杖使用者用標準高さ550mm前傾 ・両端に大きめの肘掛け設置

脚の根周りは、モルタル、防腐・防錆シートで根巻き等の処理をする。

- (3) 野外卓は、次の寸法を標準とする。

テーブル高	テーブルの出	テーブルとベンチの開き	テーブル幅	備 考
700mm内外	200mm以上	350mm以上	座って真中に手が届く (片側から600~700mm)	ユニバーサルデザインへの対応を検討する。 ・ベンチの一部を除き、卓下は膝のスペースとして、高さ650mm以上、幅750mm以上、奥行き450mm以上を確保した車いす使用者用を用意する ・各部材の角は、面取りをする

3-3-1-6 遊戯施設

- (1) 遊具は、都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)に則り、遊び場の立地選定、遊具の選定、遊具の配置及び設置面への配慮等を各段階で安全対策に十分配慮しなければならない。
遊戯施設の計画は、次の事項を検討する。なお、各事項において特に留意すべき点を補足する。
ア 利用者の構成

イ 遊びの種類：便所を設置する③④の場合、砂場は設置しない。

ウ 施設の種類：子供の年齢構成や遊びの形態、施設の構造、材質、耐久性等を十分考慮する。

エ 施設の規模：対象年齢を表示する。

オ 施設の配置及び設置面

：静的な利用形態の遊戯施設と動的な利用形態の遊戯施設を分離する。

動線の交錯、遊戯施設の適切な向き、遊戯施設周辺の障害物、植栽による緑陰の有無等を配慮する。

幼児用遊戯施設と小学生用遊戯施設の混在を避け、エリア分けを行う。

カ 関連する他の公園施設との関係：休養施設、便益施設等との整合を図る。

キ 管理方法：都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）を参照する。

(2) 健康器具系施設は、計画・設計段階、製造・施工段階、維持管理段階、利用段階の各段階で子供が利用する可能性のある健康器具系施設の安全が確保されるよう適切な対策を講ずる。

(3) 健康器具系施設は、主として大人の利用を目的として設置するものであり、遊具との混在や利用動線の交差を避ける等の安全対策を講ずる。

3-3-1-7 便益施設

(1) 便所工は、施設の利用特性を十分にふまえて公園の環境に調和し、機能的かつ安全で衛生的な施設として整備する。

計画・設計に当たっては、だれでも、自由に、使いやすい施設となるよう留意して行わなければならない。特に高齢者、障害者等の円滑な移動等をふまえ、都市公園移動等円滑化基準及び同整備ガイドラインに準拠して計画・設計する。

便所の計画は、次の事項を総合的に検討する。なお、各事項において特に留意すべき点を補足する。

ア 配置（他の公園施設との関係）

：公園の景観・機能と調和する。関係者（公園利用者、周辺居住者、管理者）と綿密な調整や連帯を図り、多様な人々の目による安全性の確保ができる配置とする。

イ 規模、構造（建築床面積、間取り、構造形式）

：バリアフリー化に対応した多機能便房^{*1-1-2(4)}、又は簡易型多機能便房を設ける。

幼児用の便器、洗面器等を設置する。

ウ 設備（電気、給排水設備等の方式、規模）

：合理的な排水処理、省資源対策（照明設備の自動点滅式、節水型の施設や器具の利用、処理水の有効利用等）を検討する。

エ 付帯施設（修景施設、標識等）

：明るく使いやすい便所となるよう景観上の配慮、又は視覚障害者への配慮（小便器前や和式便器の両側に点字ブロックを設置する、便所の入口付近には点字による便所内の案内板を設ける、公園の入口から便所まで段差のない舗装とする等）をする。

オ 管理方式（管理方式等）：建材、機器の選択はもとより、清掃用具入れの位置等に配慮する。

カ 関係法規：建築基準法、同施行令等を遵守する。

3-3-1-8 管理施設

(1) 自然エネルギーを活用した省エネシステムの照明が望ましい。

照明の設置場所は、入口付近、駐輪場付近、便所、休養施設・園路広場の周囲、保安上必要な場所とする。

照度は、日本工業規格照度基準（JIS Z9110）等を、目安として、歩行者の通行が少ない場所で5Lx以上とするが、安全・安心まちづくり推進要綱に示されている照度にも留意する。

光源は、LED（発光ダイオード）を基本とする。

関係法令（電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、電気用品安全法、建築基準法、消防法等）や技術基準（経済産業省令の電気設備技術基準、日本電気協会の内線規程等）を遵守する。

- (2) 利用案内施設は、表示面の方向に1.5m×1.5m以上の広さの水平面を園路動線に支障のないよう設け、園路や広場から60cm以上離さない。掲示面の上端の高さは、185cm程度とする。
案内板は、高耐久・高耐候性の印刷で、落書き・張り紙が難しい材質とする。
案内板を支える支柱は、支柱から案内板が突き出さないようにし、案内板の下部にスペースがある場合、白杖が当たる地面20cm程度の位置にバー等を設ける構造とする。
表示は、多言語併記や色彩・コントラスト等に配慮し、シンプルなデザインで見やすく容易に識別できるものとし、書体は角ゴシック体が望ましい。
- (3) 自転車等駐車場（駐輪場）出入口は、道路交通法第44条に定められた道路の部分以外に設けることが望ましい。
駐車台数を推定し、通路の幅員（1.5m）等を確保した平面式屋外式駐車場とする。
駐輪場は、防風用のコンクリート壁（3面）、サイン施設（ピクトグラム^{*1-1-2(5)}）を設置し、駐車区間は表面排水勾配1%以下勾配のセメントコンクリートとする。
- (4) 散水栓、スプリンクラー等の散水施設は、環境諸条件や植物の特性、設置場所、水のリサイクル、管理方法、管理水準等をふまえ、散水施設の種類や散水量を検討する。

$$Q = d / k \times n$$
Q：散水量（mm） 一般に芝生地は、1㎡当たり3～6mm
d：日必要水量（mm）
k：散水効率：暖地60%、寒冷地80%
n：散水間隔（日）
- (5) 園路の有効幅員は180cm以上とし、段差は設けない。
縦断勾配は5%以下、横断勾配は1%以下とし、透水性のある舗装材を使用することが望ましい。

第2節 緩衝緑地

3-3-2-1 設置基準

- (1) 開発区域の面積が1ha（10,000㎡）以上で大気汚染、騒音、振動、悪臭等による環境の悪化をもたらすおそれがある予定建築物等及び工作物を建築又は建設する場合、緩衝緑地を設けなければならない。

開発区域面積	緩衝緑地の幅員
1.0ha以上 1.5ha未満	4.0m以上
1.5ha以上 5.0ha未満	5.0m以上
5.0ha以上 15.0ha未満	10.0m以上
15.0ha以上 25.0ha未満	15.0m以上
25.0ha以上	20.0m以上

第3節 樹木の保存、表土の保全

3-3-3-1 環境保全の基準

- (1) 1ha（10,000㎡）以上の開発規模は、次の環境保全の措置を講ずる。
- ア 樹高10m以上の樹木、又は樹高5mで300㎡以上の樹木の集団がある場合は、公園又は緑地として配置する。
- イ 1mを超える切土又は盛土を行う土地が1,000㎡以上ある場合は、その切土又は盛土を行う部分について表土の復元、客土、土壌の改良等する。

第4章 下水道施設

※下水道予定処理区域以外は、山梨県浄化槽指導要綱の基準及び本町の指導を遵守し、合併処理浄化槽を設置する。

第1節 計画・設計

3-4-1-1 基本方針

- (1) 送水方式は自然流下方式で、管渠断面は計画時間最大汚水量に余裕（計画時間最大汚水量の100%）を考慮した計画とし、開削工法を基本とする。ただし、やむを得ない場合は、推進工法及び立坑とし、必要な土質調査を行い下水道推進工法の指針と解説を適用する。建設汚泥は、関係法令を遵守し、適切な処理を行う。
- (2) 汚水と雨水とを別々に排除する分流式とする。雨水以外の下水は、暗渠にて排除させる。
- (3) 掘削深、土被り、人孔深等は、次のとおり算出する。地盤高及び管底高は、標高で表記する。
 - ア 掘削深＝地盤高－管底高＋基礎厚＋管肉厚(t)
 - イ 土被り＝地盤高－管底高－管内径(D)－管肉厚(t)
 - ウ 人孔深＝地盤高－下流管底高
 - エ 管底高＝リブ管頂高－リブ高さ(HR)－管内径(D)－管肉厚(t)

3-4-1-2 本管

- (1) リブ付硬質塩化ビニル管の勾配は、次の表を標準とする。

呼び径 勾配	φ200	φ250	φ300	φ350
最少勾配	5.0‰	5.0‰	4.0‰	4.0‰
最大勾配	44.0‰	32.0‰	25.0‰	20.0‰

※1‰=10‰

- (2) リブ付硬質塩化ビニル管は、内径200mm以上とする。
JIS規格に適合した材料を使用する。

呼び径	内径(D) (mm)	外径(D') (mm)	リブ外径(DR) (mm)	肉厚(t) (mm)	リブ高(HR) (mm)	リブ間隔(参考) (mm)
φ200	200	206	228	3	11	25.5
φ250	250	256	286	3	15	30.5
φ300	300	308	344	4	18	38.0
φ350	350	358	400	4	21	38.0

- (3) 土被りは、1.0mを超える距離を確保する。
- (4) 地下埋設物との最小離隔は、次の表を参考とする。

平面における離隔は、掘削深等により異なるため、各管理者に確認する。

	上水道	ガス	東京電力ケーブル NTケーブル	水路
横断	0.3m	0.3m	0.3m	水路底より0.6m ただし、取付管の場合0.3m

3-4-1-3 人孔（マンホール）

- (1) 管渠の方向、勾配又は管渠径の変化する箇所及び管渠の合流する箇所には、人孔を設ける。
人孔は、1号組立マンホールを基本とする。
人孔の部材は、埋設深さが5m以下の部材はⅠ種、5mを超え10m以下の部材はⅡ種を使用する。
- (2) 2本の管渠が合流する場合の中心交角は、90度以下とし、曲線をもって合流する。なお、60度を超えて流入する場合、流速が大きい管渠の半径以上の段差を合流部に設けること。
- (3) 既設管渠の割込み人孔は避け、近接下流の既設人孔へ接続する。ただし、割込み人孔を設ける場合は、管接合部をコンクリート等で巻きたてる。

- (4) 最大人孔間の距離は、7.5m以下とする。
- (5) 人孔鉄蓋は、昭和町指定の浮上・飛散防止型を使用し、人孔深が3m以上ある場合は、転落防止構造とする。第3編第1章第1節における①幹線道路の車道部ではT-25を使用し、それ以外はT-14を使用する。
- (6) 調整リングは、高さ100mm又は150mmを使用する。やむを得ない場合は、高さ200mmを使用できる。
- (7) 斜壁は、高さ300mmの使用は避けることが望ましい。
- (8) 本管接合部は、ゴム製可とう性継手を使用する。
- (9) 人孔内で、20mm以上の管底差を設ける。
- (10) 人孔内で0.6m以上の管底差が生ずる場合は、副管を設置する。
副管は、外副管を基本とし、本管下までコンクリートで巻きたてる。
副管径は、次の表を標準とする。

本管	φ200	φ250	φ300	φ350
副管径	150mm	200mm	200mm	200mm

副管高は、0.6m以上 1.5m以下を標準とする。

- (11) 小型人孔は、硬質塩化ビニル製（内径300mm）を基本とし、人孔深は2.5m以下とする。
本管用自在継手は、上流部のみ使用できる。

3-4-1-4 公共樹取付管

- (1) 取付管の管種は、硬質塩化ビニル管VU（内径150mm）とし、可とう性の90度支管を使用する。
- (2) 取付管の勾配は、10.0%以上とする。
- (3) 取付管の取付位置は、管頂120度の間に取付ける。
- (4) 取付管の間隔は、本管軸方向に1.0m以上離れた位置とする。
- (5) 公共樹は、官民境界となる境界から画地の1.0m以内に塩ビ製小口径樹（流入3方向）を設置する。
- (6) 公共樹は、硬質塩化ビニル管VU（内径200mm）とし、深さは0.8m以上を標準とする。ただし、宅内排水設備（管径100mm、勾配20%以上、土被り20cm以上）に対応できる深さを確保する。
- (7) 公共樹の蓋は、塩ビ製ライトのワンタッチ式で町章入りを使用する。なお、車両等の荷重が予測される場合、防護蓋（鋳鉄製の蓋及び枠、台座）及び硬質塩化ビニル製内蓋を設置する。
- (8) 人孔への取付管の接続は、原則として避けることが望ましい。

第2節 標準施工

3-4-2-1 本管、公共樹取付管

- (1) 砕石基礎は、厚さ10cm以上とする。
- (2) 管上30cmまで砕石で埋戻し、その上に下水道用標識シートを敷設する。
- (3) 埋戻しは、一層厚20cm以下に敷均し転圧する。
埋戻し材料は、平均粒径(D50)が10mm以上かつ10%粒径(D10)が1mm以上の再生砕石を使用し、締固め度90%程度以上を確保する。
管理者が認めた良質な現場発生土を埋戻し材料とする場合、締固め度90%程度以上を確保する。
- (4) 埋戻し土が片寄らないようダンプ等で直接埋戻しは行ってはならない。

3-4-2-2 人孔（マンホール）

- (1) 鉄蓋は、下流方向に開閉するよう設置し、高さ（蓋上面）を舗装面に合わせる。
- (2) 砕石基礎は、厚さ20cm以上敷均し転圧する。
- (3) 小型人孔は、鉄蓋と硬質塩化ビニル製内蓋の間は15cm確保する

第5章 消防施設

※本町の消防担当と協議すること。

第1節 消防水利

3-5-1-1 計画

- (1) 消防に必要な水利が十分でない場合に設置する貯水施設は、消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定に基づく消防庁告示の消防水利の基準に従わなければならない。
- (2) この基準は、本町の消防に必要な最小限度の水利について定める。
- (3) 消防水利を次に例示する。
 - ア 消火栓
 - イ 私設消火栓
 - ウ 防火水槽
 - エ プール
 - オ 河川、溝、池等
 - カ 井戸

3-5-1-2 給水能力

- (1) 消防水利は、常時貯水量40m³以上、又は取水可能水量が毎分1m³以上で、かつ連続40分以上の給水能力がある。
- (2) 消火栓は、呼称65mmの口径のもので、直径150mm以上の管に取り付けられている。ただし、管網の一辺が180m以下となるように配管されている場合は、75mm以上とすることができる。
- (3) 私設消火栓の水源は、5個の私設消火栓を同時に開弁したとき(1)の給水能力がある。

3-5-1-3 配置

(1) 消防水利は、市街地（消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第2条第1号に規定する市街地をいう。）又は準市街地（消防力の整備指針第2条第2号に規定する準市街地をいう。）の開発区域全体から1つの消防水利に至る距離が、次の数値以下になるように配置する。

用途地域	配置の規準
近隣商業地域 商業地域 工業地域 工業専用地域	半径100m以下
その他の地域	半径120m以下

※消防水利の配置は、消火栓のみに偏することのないように考慮する。

- (2) 市街地又は準市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、開発区域全体から1つの消防水利に至る距離が、140m以下となるように配置する。
- (3) 次の条件をすべて満たすときは、消防水利の取水点から140m以内の部分には、その他の水利を設けないことができる。
 - ア 当該水利が、指定水量（3-5-1-2(1)に定める数量をいう。）の10倍以上の能力がある。
 - イ 取水のため、同時に5台以上の消防ポンプ自動車が部署できる。
- (4) 消化器具置場を消化栓付近の道路用地以外に確保する。

3-5-1-4 適合条件（給水能力を除く）

(1) 次の各号に適合するものでなければならない。

ア 地盤面からの落差が、4.5m以下であること。

イ 取水部分の水深が、0.5m以上であること。

ウ 消防ポンプ自動車容易に部署できること。

エ 吸管投入孔のある場合は、その一辺が0.6m以上又は直径が0.6m以上であること

第4編 公共公益的施設

第1章 給水施設

第1節 給水施設

4-1-1-1 水道事業（甲府市水道事業給水区域内）

- (1) 給水を受けようとする場合は、甲府市上下水道事業管理者の同意又は協議を得て、開発区域の規模や予定建築物の用途等により想定される需要量に対して、支障なく供給できる能力及び構造がある施設を計画し、周辺地域に影響を及ぼさないようしなければならない。
- (2) 給水計画は、開発行為に伴う給水取扱要綱(昭和49年7月甲水第2号)に定める規定に従い、甲府市上下水道局と協議のうえ作成すること。
- (3) 給水装置は、開発区域内の人口、予定建築物の用途や構造等を検討し、衛生的、効率的に給水方式及び配管、管路、管種を計画・設計する。
- (4) 器具等は、甲府市上下水道事業管理者の指定した規格品又は許可を受けたものを使用し、甲府市水道事業給水条例及び施行規程等の関係法令に従い設置しなければならない。

4-1-1-2 専用水道

- (1) 開発行為に伴い給水施設を共同井戸等で設置する場合で、計画人口が100人を越えるなど一定の要件を満たす場合は、水道法第32条の確認を受ける必要があるため、その協議の経過を示す書面を添付する。
- (2) 山梨県地下水資源の保護及び採取適正化に関する要綱、昭和町地下水採取の適正化に関する条例や施行規則等の関係法令を遵守すること。

4-1-1-3 水質の検査

- (1) 専用水道の場合は、水道法等の規定に基づき水質等の検査が求められることとなるが、計画人口が100人に満たない場合で共同井戸等で対処する場合も、水質等の検査を受ける。この場合、検体は1.8ℓ程度とし、検査は各保健所で実施する。

第2章 ごみ収集場、集会所等

第1節 ごみ収集場

4-2-1-1 計画

- (1) ごみ(可燃物・不燃物)処理計画書にて本町と協議し、予定建築物等の用途や戸数に応じたごみ収集場を開発区域内に1箇所以上設置する。
ただし、開発区域が含まれる行政区の常設役員と協議し、ごみ収集場が必要ないと認められた場合は設置しないことができる。
- (2) ごみ収集場は、利用者(区又は施主)の責任において維持管理する。
- (3) ごみ収集場は、開発区域の土地利用計画により、次の予定建築物の用途区分に応じて設置する。
 - ア 一般住宅は、一般家庭ごみ専用とする。
 - イ 住宅とそれ以外の用途に供される複合建築物は、一般家庭ごみとそれ以外のごみ等を区分する。
 - ウ ア、イ以外の建築物、構築物等の施設は、排出したごみを遮へいする等環境衛生上支障のないような措置を講ずる。
- (4) ごみ収集場及びごみ収集小屋を設置後、ごみ収集依頼書を本町へ提出する。

4-2-1-2 設置位置

- (1) 道路幅員4.7m以上の道路に面する。
- (2) 宅地の高低、道路勾配、道路幅員、計画交通量等による交通機能に配慮し、収集作業の効率性も検討する。

4-2-1-3 構造

- (1) ブロック積等にて、民地との境界壁(高さ0.8m程度)を設置する。
- (2) 敷地は、コンクリート敷き(厚さ0.1m以上)とし、道路側に下り勾配(2%程度)とする。
- (3) ごみ収集小屋を設置する。
ごみ収集小屋は、本町標準仕様を参考に、衛生的で使い易く安全であり、周囲の景観、ごみの分別、耐久性に優れた材質、鳥獣被害対策等に配慮する。
扉は、リフト式又はスライド式による開閉構造とする。
- (4) 清掃のための水栓を設置し、道路排水施設に排水することが望ましい。

第2節 集会所等

4-2-2-1 設置基準

- (1) 次の基準により集会室又は集会所の用地を原則として確保する。ただし、行政区の常設役員の指示に従わなければならない。

開発行為の規模	集会所等の用地面積	備考
50戸以上	集会室：戸数×1㎡	共同住宅の建築の場合
100戸以上	用地：戸数×2㎡	一戸建住宅場合 狭小又は細長な用地としない

第5編 共通編

第1章 防災措置

※防災措置は、関係法令に定めるほか山梨県の宅地防災マニュアル、日本道路協会の道路土工を適用する。

第1節 宅地の防災

5-1-1-1 地盤に対する防災措置

- (1) 開発予定地の地盤及び土質については事前に十分調査し、軟弱層による地盤の変化、又は液状化現象等が予想される区域については、その対策を講じるか、できるだけ宅地造成を避ける。
- (2) 開発区域の土地が、地盤の軟弱な土地、がけくずれ又は出水のおそれが多い土地、その他これらの類する土地であるときは、次のような地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられるよう設計を定める。
- (3) 地盤が軟弱であるときは、地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜き等の措置をとる。
- (4) 自然で安定している地形を改変すると、不安定な場合が多い。特に沢地の埋立は極力避け、現地形を生かした無理のない計画とする。
- (5) 盛土を行う場合は、沈下、崩壊、滑りが生じないように、おおむね30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、ローラー等の建設機械により締め固めること。また、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の措置をとる。
- (6) 盛土をした後の地盤に雨水等が浸透し、緩み、沈下又は崩壊が生じないように雨水等の処理を行う。
- (7) 勾配が15度（約1：4）程度以上の傾斜地盤上に盛土する場合は、旧地盤と盛土が接する面が、滑り面とならないように段切りの措置を行う。
- (8) 開発行為によって生ずるがけ面は、崩壊しないよう擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタル吹付その他の措置をする。
- (9) 盛土と旧地盤の間に、湧水や地下浸透が生じる可能性がある場合は、適切な地下排水等を行わなければならない。地下排水工は、次の表を参考とする。

排水工の種類	機能	材料の特性等	備考
地下排水溝	盛土内の浸透水の排除	透水性が高くかつ粒度配合が良い材料	配置は、網目状に計画する。
水平排水層	盛土内の浸透水の排除	透水性が高くかつ粒度配合が良い材料	小段毎に設置する。
基盤排水層	地山から盛土への水の浸透防止	透水性が高くかつ粒度配合が良い材料	厚さは、50cm程度以上とする。長さは、のり尻からのり肩までの水平距離1/2以上とする。
のり尻工 (ふとんかご・じゃかご工)	盛土内の浸透水の排除、法面の崩壊防止	岩塊等の透水性が高い材料	小規模な法面等では地下排水溝の代わりに使用できる。
しゃ断排水層	路盤への水の浸透しゃ断	透水性が高くかつ粒度配合が良い材料	路盤よりも下方に設置する。

- (10) 盛土材料は、施工が容易で、盛土の安定性を保ち、かつ有害な変形が生じないような材料を用いなければならない。また、建築発生土を有効利用することが望ましく、コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とした土質区分に基づき、適用用途を概略判定できる。
- (11) 開発区域が3,000㎡以上の場合で、当該開発区域以外の場所で採取された土砂による土地の埋立て、盛土等を行う開発行為は、山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例に基づき許可を得なければならない。
- (12) 3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う開発行為は、土壌汚染対策法第4条に基づき、工事着手の30日前までに、山梨県に届け出なければならない。ただし、次の開発行為は、届出対象外とする。
 - ア 土地の形質の変更が盛土のみの開発行為
 - イ 土壌の区域外への搬出がなく、土壌の飛散・流出を伴わない、最深部が50cmに至らない軽易な開発行為

5-1-1-2 擁壁の設置基準

- (1) 盛土をした土地の部分に生ずる高さが1.0mを超えるがけ^{※1-1-2(6)}は、擁壁で覆わなければならない。
- (2) 切土した土地の部分に生ずることとなるがけ面については、次の表に該当する場合に限り、法面仕上げで施行することができる。

切土法面の勾配（擁壁を設置しない場合）

土質	法高	H ≤ 2m (がけの上端からの垂直高さ)
(a) 軟岩（風化の著しいものを除く）		80度（約1：0.2）以下
(b) 風化の著しい岩		50度（約1：0.9）以下
(c) 砂利、マサ土、関東ローム、硬質粘土、 その他これらに類するもの		45度（約1：1.0）以下

- (3) (2)の規定の適用については、小段等によって上下に分離されたがけがある場合において、これを一体のがけとみなすか否かは、1-1-1-2(8)によるものとする。
- (4) (2)(3)の規定は、土質試験等に基き地盤の安定計算をした結果、がけの安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合、又は災害の防止上支障がないと認められる土地において、擁壁の設置に代えて他の措置が講ぜられる場合には適用しない。

擁壁によって覆われないがけ面は、張芝、筋芝、植生、モルタル吹付法枠等によって、風化その他の侵食に対し保護しなければならない。

5-1-1-3 擁壁

- (1) 擁壁は、土圧等に対する抵抗体として、土地の崩壊を防止するために築造するもので、構造計算上安全な構造物である。
- (2) 擁壁は、その設置箇所の地形、地質、土質、施工条件、周辺構造物等の影響を考慮して、適切な構造形式を選定しなければならない。

主に用いられている擁壁の種類は、次のとおりである。

ア 石積、ブロック積擁壁

イ 重力式擁壁：基礎地盤の良好な場合に用いられ、自重で土圧を支える方式である。

ウ もたれ式擁壁：切土部に主として用いられる方式である。

エ 片持ばり式擁壁：底版上の重量を擁壁の安定に利用する方式で、主に次の2種類がある。

(ア) L型擁壁

(イ) 逆T型擁壁

オ 控え式擁壁

- (3) 鉄筋コンクリート又は無筋コンクリート造の擁壁は、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における擁壁の要求性能を満足するように、次の各項目について安全性が確かめられたものでなければならない。

なお、擁壁の設計及び施工は、山梨県の宅地防災マニュアル 擁壁の設計及び施工によるものとする。

ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

イ 土圧等によって、擁壁が転倒しないこと。

ウ 土圧等によって、擁壁が沈下しないこと。

エ 土圧等によって、擁壁の基礎が滑らないこと。

- (4) 擁壁には、その裏面の排水をよくするため水抜穴を設けること。水抜穴は内径75mm以上で、3㎡に1箇所以上設けるものとする。ただし、空積擁壁等の裏面の水が有効に排水できる構造の場合はこの限りではない。
- (5) 練積擁壁には、ブロック積擁壁、間知石積擁壁等があるが、いずれの場合も組積材と裏コンクリートが十分に一体となるよう施工しなければならない。

第2章 安全管理、施工管理等

第1節 工事中の安全確保

5-2-1-1 安全指針等の遵守

- (1) 土木工事安全施工技術指針及び建設機械施工安全技術指針、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。なお、山梨県の建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守しなければならない。

5-2-1-2 周辺への支障防止

- (1) 工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- (2) 切り取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5mを超える場合には、原則として、土留工を施すものとする。
- (3) 補助工法（薬液注入工法、地下水位低下工法、地盤改良工法等）を用いる場合は、あらかじめ周辺地域の地盤構成、埋設物、地下水位、公共用水域、井戸、隣接地下構造物等について事前調査を行わなければならない。
- (4) 工事施工中、管理者の許可なくして、流水の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼす等の施工をしてはならない。

5-2-1-3 防災体制

- (1) 豪雨、出水、暴風、雪害、その他天災に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
- (2) 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び管理者等に連絡しなければならない。

5-2-1-4 安全巡視

- (1) 工事期間中、安全巡視を行い、開発区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。特に、補助工法の施工期間は、工事現場及び周辺地域の地下水位並びに地表面、構造物等の変状を定期的に測定することにより、異常の有無を監視しなければならない。なお、周辺に危害を及ぼすおそれが認められたとき、直ちに原因の調査及び保安上の措置を講じた後に、より安全な工法の検討を行わなければならない。
- (2) 工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

5-2-1-5 関係機関との連絡

- (1) 南甲府警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

5-2-1-6 安全優先

- (1) 工事における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づき措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。

5-2-1-7 地下埋設物・架空線等上空施設

- (1) 地下埋設物が予想される場所で施工する場合は、施工に先立ち、台帳等に基づいて試掘を行い、その地下埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を原則として目視により確認し、道路管理者及び地下埋設物の管理者に報告しなければならない。
- (2) 掘削影響範囲に地下埋設物があることが分かった場合は、その埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令等に従い、保安上の必要な措置、防護方法、立会いの必要性、緊急時の通報先及び方法、保安上の措置の実施区分等を決定しなければならない。

- (3) 工事施工中において、管理者の不明な地下埋設物を発見した場合、地下埋設物に関する調査を再度行って管理者を確認し、当該管理者の立会いを求め、安全を確認した後に処置しなければならない。
- (4) 地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報し応急措置をとり補修しなければならない。
- (5) 架空線等上空施設は、建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて保安措置を行わなければならない。

第2節 環境対策

5-2-2-1 環境保全

- (1) 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、計画設計及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

5-2-2-2 注意義務

- (1) 工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、開発行為者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を提出しなければならない。

5-2-2-3 排出ガス対策型建設機械

- (1) 工事の施工にあたり、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は排出ガス対策型建設機械指定要領、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程若しくは第3次排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題の建設機械の排出ガス浄化装置の開発、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

5-2-2-4 低騒音型・低振動型建設機械

- (1) 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針に基づき、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に指定された建設機械の使用に努める。

緩衝材の設置、商用電源の採用、作業内容・方法の改善、作業時間の変更・短縮、振動発生源の移動等の対策を検討し、事前に地域住民に対して説明を行い協力が得られるよう努める。

5-2-2-5 環境アセスメント制度

- (1) 山梨県環境影響評価条例の対象となる開発行為は、実施による環境への影響をできる限り小さくするための手続を行わなければならない。

事業は規模によって、必ず環境影響評価手続を行う「第一分類事業」及び「第二分類事業」と、事業の内容や、計画地及びその周辺地域の特性等を考慮して環境影響評価の手続が必要かどうかについて、判定が必要な「第三分類事業」が定められている。

第3節 文化財の保護

5-2-3-1 一般事項

- (1) 開発予定区域について遺跡・文化財等に関し、事前に十分協議及び調査し、重要な文化財、特に埋蔵文化財等の多い地域等ではできるだけ宅地造成はさける。
- (2) 文化財が存在する区域を造成する場合は、造成着手前に昭和町教育委員会及び文化財の所有者、占有者又は管理者と十分協議のうえ、調査保存の方法等の調査を行う。
- (3) 工事の施工に当たって遺跡・文化財等の保護に十分注意し、使用人等に遺跡・文化財等の重要性を十分認識させ、工事中に遺跡等を発見した場合は、直ちに工事を中止し、(2)の調整を行うとともに、できる限り公園、緑地等として再計画し、遺跡・文化財等の保護保存に努める。

第4節 交通安全管理

5-2-4-1 一般事項

- (1) 工事中運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

5-2-4-2 輸送災害の防止

- (1) 工事中車両による土砂、工事中資材及び機械等の輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
- (2) ダンプトラックを使用する場合、定められた重量の限度を超えて貨物を運搬してはならない。
- (3) 3,000^m以上の土砂の運搬をする開発行為は、山梨県土砂運搬適正化指導要綱に基づき、地域県民センター所長と、あらかじめ協議しなければならない。ただし、3,000^m未満であっても、交通事故又は生活障害の発生するおそれ大きいと地域県民センター所長が認めるときは、協議しなければならない。

5-2-4-3 交通安全法令の遵守

- (1) 供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、道路管理者及び南甲府警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、道路工事現場における標示施設等の設置基準、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について及び道路工事保安施設設置基準に基づき、安全対策を講じなければならない。

第5節 建設副産物処理・再生資源利用

5-2-5-1 建設副産物処理・再生資源利用

- (1) 建設副産物適正処理推進要綱、再生資源の利用の促進について、建設副産物処理基準、再生資源利用基準を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
- (2) 舗装版切断時に発生する濁水は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、原則として収集し処分業の許可を取得している中間処理施設等へ運搬し処分する。
- (3) 建設工事の施工により発生するコンクリート塊、アスファルト塊等は、廃棄物処理法に基づく許可を取得している再資源化施設で適正に処分する。なお、排出される廃棄物は、自県内処理が好ましいため、県内の再資源化施設で処分することに努める。
- (4) 100^m以上の建設発生土を他の市町村から当該工事現場に搬入する場合は、搬入前に本町あてに建設発生土に関する情報提供をしなければならない。
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、分別解体等及び再資源化等を促進するため、次の規模以上の建設工事は、工事着手の7日前までに届出しなければならない。
ア 延べ面積80^m以上の建築物の解体工事
イ 延べ面積500^m以上の建築物の新築・増築工事
ウ 工事金額1億円以上の建築物の修繕・模様替等の工事（リフォーム等）
エ 工事金額500万円以上のその他の工作物に関する工事（土木工事等）

第6節 予定建築物等及び工作物の基準

5-2-6-1 景観形成基準

予定建築物等（予定される建築物又は特定工作物）及び工作物は、次の基準に適合するとともに、開発許可を要しない場合であっても周囲の景観と調和するような配慮に努めなければならない。

ただし、町長が当該区域及びその周辺の地域における良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、この限りでない。

(1) 予定建築物等の位置について

- ア 道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること。
- イ 周辺及び敷地内の建築物等との調和に配慮した配置とすること。
- ウ 既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に活かすように配慮すること。

(2) 予定建築物等及び工作物の外観について

ア 形態意匠

- (ア) 周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること。
- (イ) 壁面等の意匠のつりあいに配慮し、全体としてまとまりのある意匠とすること。
- (ウ) 外壁又は屋外に設ける設備は、露出しないようにし、建築物等の本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。
- (エ) 屋外階段、ベランダ等建築物等の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物等の本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。

イ 色彩

- (ア) できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。

ウ 材料

- (ア) 周辺の景観との調和に配慮した材料を使用すること。
- (イ) 地域特有の材料や天然の材料をできるだけ使用すること。
- (ウ) 耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に努めること。

(3) 緑化について

- ア 敷地内においては、緑化に努めること（敷地の3%以上が望ましい）。
- イ 地域の特性にあった樹木の植栽に努めること。
- ウ 建築物等が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮すること。
- エ 敷地の周辺に生け垣設置を行うなど、道路等の公衆が通行し、又は集合する場所からのしゃべいに配慮すること。

(4) 太陽光発電設備等について

ア 形態意匠

- (ア) 建築物の勾配屋根に使用又は設置する場合は、一体的に見える形態となるように配慮すること。
- (イ) 外壁として使用又は設置する場合は、その他の外壁との調和に配慮すること。

イ 色彩

- (ア) 建築物の屋根に使用又は設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺若しくは低彩度・低明度の目立たないものを使用すること。
- (イ) 建築物の外壁に使用又は設置する場合は、パネルの色彩は、その他の外壁の色彩との調和に配慮すること。
- (ウ) パネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努めること。

ウ 工作物の高さ

- (ア) 建築物に設置する場合は、できるだけ建築物(建築設備を除く)の最上部以下とすること。
- (イ) 建築物の陸屋根に設置する場合は、できるだけ設置面周囲のパラペットの高さ以下とすること。やむを得ず、パラペットの高さを超える場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮すること。

エ 配置

- (ア) 公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努めること。
 - (イ) 地面に設置する形式で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫すること。
- (5) その他について
- ア 優れた景観を有する山岳等の近傍にあつては、これらの稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること。
 - イ 神社、寺院、遺跡等の歴史的資産の近傍にあつては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮すること。
 - ウ 優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあつては、勾配のある屋根を設けるように配慮すること。
 - エ 都市施設の集積する商業地域において、道路境界線から後退することにより生じた空地は、道路と一体となった開放的な空地とするように努めること。

5-2-6-2 駐車場の整備

- (1) 共同住宅及び店舗等を建築する場合は、次の事項を検討する。
- ア 予定駐車数の110%以上の駐車場を確保する。
 - イ 前面道路からの並列駐車（いわゆるハーモニカ形式のもの）としない。
ただし、配置計画等によりやむを得ない場合は、奥行きを6.0m以上とする。
 - ウ 画地内に側溝等を設けて開発区域外への流入速度を緩和する。
- (2) 駐車場法
- 路外駐車場^{※1-1-1-2(9)}で自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上であるものの構造及び設備は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、駐車場法施行令で定める技術的基準に適合しなければならない。なお、料金を徴収する場合は、あらかじめ、届け出なければならない。
- (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）に基づく、特定路外駐車場^{※1-1-1-2(10)}を新設する場合は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令に定められた基準に適合しなければならない。

第7節 開発行為の進行管理

5-2-7-1 進行管理

- (1) 開発行為に関する工事に着手する前に、昭和町宅地開発指導要綱第9条に定める工事着手届出書（第6号様式）に必要な図書を添えて、町長にその旨を届け出ること。
- (2) 工事施工状況の報告等
- 開発区域の面積が5ha以上及び特に町長が必要と認め、指示した開発行為については、施工状況等の報告のため、毎月10日までに計画及び実施の状況を示す工程表並びに施工状況写真を添えた前月分の施工状況報告書を作成し、提出する。
- 施工状況写真は、進捗状況が明確に判断できるように撮影する。

第8節 コンクリートの施工管理

5-2-8-1 粗骨材の最大寸法

- (1) 無筋コンクリートの最大粗骨材寸法は、40mm又は部材最小寸法の1/4を超えてはならない。
- (2) 鉄筋コンクリートの最大粗骨材寸法は、部材最小寸法の1/5、鉄筋の最小あきの3/4及びかぶりの3/4を超えてはならない。

5-2-8-2 日平均気温における施工

(1) 寒中コンクリート

ア 日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、寒中コンクリートとしての施工を行わなければならない。

イ 寒中コンクリートの施工にあたっては、コンクリートが凍結しないように、また、寒冷下においても所要の品質が得られるように、材料、配合、練混ぜ、運搬、打込み、養生、型枠、支保工等について、適切な処置をとらなければならない。

(2) 暑中コンクリート

ア 日平均気温が25℃を超える時期に施工することが想定される場合は、暑中コンクリートとしての施工を行うことを標準とする。

イ 暑中コンクリートの施工にあたっては、高温によるコンクリートの品質の低下がないように、材料、配合、練混ぜ、運搬、打込み、養生等について、適切な処置をとらなければならない。

5-2-8-3 養生

(1) コンクリートの露出面は、表面を荒らさないで作業ができる程度に硬化した後に、養生用マット、布等をぬらしたもので覆うか、又は散水、湛水を行い、湿潤状態に保たなければならない。

(2) 湿潤状態に保つ養生期間は、次の表を標準とする。

日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント
15℃以上	5日	7日	3日
10℃以上	7日	9日	4日
5℃以上	9日	12日	5日

5-2-8-4 型枠及び支保工の取りはずし

(1) 鉄筋コンクリート構造物において、型枠及び支保工の取りはずしに必要なコンクリートの圧縮強度は、次の表を参考とする。

部材面の種類	例	コンクリートの圧縮強度(N/mm ²)
厚い部材の鉛直、又は鉛直に近い面、傾いた上面、小さいアーチの外側面	フーチングの側面	3.5
薄い部材の鉛直、又は鉛直に近い面、45度より急な傾きの下面、小さいアーチの内側面	柱、壁、はりの側面	5.0
橋、建物等のスラブ及びびり、45度より緩い傾きの下面	スラブ、はりの底面、アーチの内側面	14.0

(2) 圧縮強度が得られ、型枠を取りはずした後も、湿潤養生は5-2-7-3(2)に示した期間中は継続する。

5-2-8-5 継目

(1) 水平打継目の場合には既に打ち込まれたコンクリートの表面のレイタンス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材粒等を完全に除去し、十分に吸水させなければならない。

(2) 重力式擁壁におけるコンクリートの水平打継目に対しては段をつけ、用心鉄筋として長さ1.0m程度の直径13mmを0.5m間隔程度に配置する。

(3) 横収縮目地の間隔は1.0mとし、ダウエルバーを使用する。

第9節 その他

5-2-9-1 適用すべき主な諸基準

(1) 山梨県景観条例

一定規模を超える次の建築物や工作物の新築等、あるいは屋外における一定の規模を超える物品の集積等については、山梨県知事に届け出なければならない。

行 為		届出の対象
建 築 物	新築、増改築（床面積が10㎡を超えるもの）、 移転、外観の模様替え又は色彩の変更（当該行為 に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるもの）	①用途地域が商業地域 高さ3m又は建築面積2,000㎡を超えるもの ②用途地域が商業地域以外 高さ20m又は建築面積1,500㎡を超えるもの ③市街化調整区域 高さ15m又は建築面積1,000㎡を超えるもの
工 作 物	新築、増改築、移転、 外観の模様替え又は色彩の変更	①煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫像の類 高さ15mを超えるもの ②垣、さく、塀の類 高さ3mを超えるもの ③遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類 高さ15m又は築造面積1,000㎡を超えるもの ④電柱、送電鉄塔、アンテナの類 高さ20mを超えるもの
90日を超える屋外における物品の集積又は貯蔵		物品の高さ5m又は その用に供されている土地の面積1,000㎡を超えるもの

(2) 山梨県屋外広告物条例

良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図るため、屋外広告物を掲出するには原則として知事の許可が必要である。

規制の対象となる屋外広告物とは、営利を目的とする商業広告だけでなく、非営利的なものでも次の4つの要件を満たすものである。

- ア 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。
- イ 屋外で表示されるものであること。
- ウ 公衆に表示されるものであること。
- エ 看板、立看板、貼紙及び貼札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

(3) 山梨県障害者幸住条例

特定施設の新築、新設、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う場合は、特定施設整備基準に適合させるよう努め、あらかじめ、届け出なければならない。

特定施設とは、次の施設その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で山梨県障害者幸住条例施行規則で定めるものをいう。

施 設	関係法令	備 考
官公庁施設		
社会福祉施設等	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 身体障害者更正援護施設 老人福祉施設 有料老人ホーム 老人保健施設	児童福祉法第7条 身体障害者福祉法第5条第1項 老人福祉法第5条の3 老人福祉法第29条第1項 老人保健法第6条第4項
	児童福祉施設	児童福祉法第7条

	精神障害者社会復帰施設 保護施設 婦人保護施設 精神薄弱者援護施設 母子福祉施設 母子健康センター	精神保健法第9条第1項及び第2項 生活保護法第38条第1項 売春防止法第36条 精神薄弱者福祉法第5条 母子及び寡婦福祉法第20条 母子保健法第22条第1項	
医療提供施設	病院	医療法第1条の5第1項	
	診療所	医療法第1条の5第3項	床面積500㎡以上
教育施設等	養護学校	学校教育法第1条	
	盲学校、聾学校	学校教育法第1条	
	大学 専修学校 各種学校	学校教育法第1条 学校教育法第82条の2 学校教育法第83条第1項	
	学校 保育所	学校教育法第1条 児童福祉法第7条	
文化施設	図書館	図書館法第2条第1項	
	博物館、博物館に相当する施設	博物館法第2条第1項、第29条	
公共の交通機関の施設	バスターミナル及びこれと一体として利用者の用に供する施設	自動車ターミナル法第2条第4項	
	駅	鉄道事業法第8条第1項	
宿泊施設	ホテル、旅館		床面積2,000㎡以上
娯楽施設等	劇場、映画館、演芸場、 観覧場、展示場		床面積500㎡以上
	遊技場		床面積1,000㎡以上
百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗			床面積300㎡以上
共同住宅			51戸以上
事務所	金融機関の事務所		
	郵便局等		
	上記以外の事務所		床面積3,000㎡以上
公会堂及び集会場			床面積500㎡以上
体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場 その他スポーツの練習場			
公衆浴場			公衆浴場法第1条第1項 床面積300㎡以上
飲食店			床面積300㎡以上
理容所 美容所			理容師法第1条第3項 美容師法第2条第3項 床面積50㎡以上
複合施設			※1
道路			道路法第2条第1項 ①幹線道路 ②主要道路 ・歩道等に係る基準 ・視覚障害者誘導用 ブロックに係る基準
公園等	都市公園	都市公園法第2条第1項	
	都市公園以外の公園、 遊園地、動物園、植物園		敷地面積 2,500㎡以上

※1 複合施設とは、道路、公園等以外に掲げる施設のうち異なる施設が2以上存する建築物でそれらの施設の用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上であるものの共用部分をいう。

(4) 山梨県生活環境の保全に関する条例

指定工場及び特定施設は、公害を防止するため規制基準を遵守し、許可又は届出をしなければならない。指定工場及び特定施設は、次の表を参考とする。

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、知事に届け出なければならない。

指定工場	ばい煙に係る指定工場			
	汚水に係る指定工場			
特定施設	ばい煙に係る特定施設	廃棄物焼却炉（焼却能力が1時間当たり100kg以上200kg未満又は火格子面積が1㎡以上2㎡未満のものに限る）		
	粉じんに係る特定施設	繊維製品の製造又は加工の用に供する製綿施設		
	汚水に係る特定施設	石材加工業の用に供する施設	研磨施設	湿式切断施設
		ビーフン又は即席めん類の製造業の用に供する施設	原料処理施設	混練施設 蒸煮施設
		ゴルフ場の営業の用に供する施設	厨房施設	入浴施設
		紙器製造業の用に供する施設	印刷施設	接着施設
	騒音に係る特定施設	送風機（クーリングタワーに用いるもので、原動機の定格出力1.5kW以上7.5kW未満のものに限る）		
		機械プレス（金属加工用のもので、呼び加重能力が98kN以上294kN未満のものに限る）		
		空気圧縮機（原動機の定格出力が3.75kW以上7.5kW未満のものに限る）		
		石材切削機		
		コルゲートマシン		
		コンクリートブロックマシン		
		冷媒圧縮機（原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る）		

(5) 省エネルギー法

省エネ法第75条及び第75条の2の規定により、建築物の新築、増築、改築、直接外気に接する屋根、壁等の修繕・模様替、空気調和設備等の設置又は改修を行う場合は、工事着手予定日の21日前までに、省エネルギー措置の状況について、届け出なければならない。

対象工事等は、次の表を参考とする。

	第1種特定建築物	第2種特定建築物
対象規模	床面積2,000㎡以上	床面積300㎡以上2,000㎡未満
対象工事	新築	新築
	増築 増築部分の床面積の合計が2,000㎡以上	増築 増築部分の床面積の合計が300㎡以上、かつ、増築後の床面積の1/2以上
	改築 改築部分の床面積の合計が2,000㎡以上又は、改築面積が全体面積の1/2以上	改築 改築部分の床面積の合計が300㎡以上、かつ、全体の床面積の1/2以上
	屋根、壁又は床の一定規模以上の修繕、又は模様替	
	空気調和設備等の設置又は一定の改修	

(6) 大規模小売店舗立地法

周辺地域の生活環境を保持するために適正な配慮を求めることを目的としており、店舗面積が1,000㎡を超える場合、届け出なければならない。原則として届出の日から8月間は、新設による営業はできない。

(7) 電波伝搬障害防止計画

予定建築物等が伝搬障害防止区域の重要無線通信に障害を与えるおそれがある場合は、関東総合通信局等と協議し、電波法に基づき必要な措置を講じなければならない。

(8) 国土利用計画法

法第23条に基づき、次の面積以上の土地取引をした場合は、契約締結日から2週間以内に山梨県知事に届け出なければならない。

市街化区域	2,000㎡以上
市街化調整区域	5,000㎡以上

(9) 公有地の拡大の推進に関する法律

山梨県や本町の公共事業をスムーズに進めるためには、必要な土地を確保することが重要になることから、一定の条件を満たす土地の所有者は、有償譲渡がなされる場合、契約予定日の3週間前までに届け出の義務（第4条）を課したり、申し出（第5条）ができるようにしている。

届出が必要な土地は、次のとおりとする。

都市計画施設等の区域内に土地が所在する場合	100㎡以上
市街化区域	5,000㎡以上

(10) 山梨県環境緑化条例

敷地面積が2,000㎡以上の事業所又は事務所(以下「事業所等」という。)の設置者又は管理者は、その設置し、又は管理する事業所等について、次の環境緑化基準を指標とし、環境緑化に努めなければならない

区 分	環境緑化基準
製造業(物品の加工修理業を含む。)、 電気供給業(太陽光発電設備を含む。)、 ガス供給業又は熱供給業に係る事業所等	敷地面積の20%以上の緑地があること。
その他の事業所等(店舗を含む。)	敷地面積の5%以上の緑地があること。

附 則

(施行期日)

この技術基準は、平成28年4月1日から施行する。

この技術基準は、令和8年1月9日から施行する。

(経過措置)

この技術基準の施行の際、現に開発行為に関する協定書を締結したものについては、なお従前の例による。

昭和町開発行為技術基準に係る理由書

このことについて、次のとおり昭和町開発行為技術基準に不適合となりますので、協議をお願いします。
なお、協議の成立後に、この理由書を添付し開発行為事前協議を申請します。

適合しない基準	適合しない理由 計画における根拠	※管理者所見	※担当印
第 編第 章第 節			
第 編第 章第 節			
第 編第 章第 節			

上記以外は、昭和町開発行為技術基準に適合しています。

なお、損害が生じた場合は、重大な瑕疵として、速やかに修補、又は賠償します。

年 月 日

住所

氏名

印



● お問い合わせ ●

昭和町役場 都市整備課

〒409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町押越542-2

TEL 055-275-2111(代)

公式HP <http://www.town.showa.yamanashi.jp/>